

署名	市郡名	適用地帯	評価倍率	適用地帯の区域名
			倍	豊田町 大字矢田 字生ノ田、市尻、上市、下市、下田川、中市、西ノ門
宇部	宇部市	第1地帯	1.1	居能町1丁目～3丁目、寿町1丁目～2丁目、昭和町1丁目～4丁目、常藤町、常盤町1丁目、錦町、東新川町、東本町1丁目～2丁目、文京町、松島町、港町1丁目～2丁目、明治町2丁目 大字荒瀬、大字櫛原、大字瓜生野、大字小野、大字川上、大字木田、大字車地、大字末信、大字棚井、大字中山、大字如意寺、大字広瀬、大字藤河内、大字藤曲、大字稔小野、大字山中、大字吉見（第4地帯を除く。）、大字善和
		第2地帯	1.2	相生町、朝日町、上町1丁目～2丁目、鶴の島町、恩田町1丁目～2丁目、神原町1丁目～2丁目、琴芝町1丁目～2丁目、幸町、芝中町、新天町1丁目～2丁目、新町、末広町、助田町、中央町1丁目～3丁目、常盤町2丁目、西中町、西本町1丁目～2丁目、東芝中町、松山町1丁目～5丁目、南浜町1丁目～2丁目、明治町1丁目、若松町 大字小串
		第3地帯	1.5	第1地帯、第2地帯及び第4地帯を除く地域
		第4地帯	1.9	厚南区のうち国道190号線沿い。 大字吉見 字大坪、岡、岡ノ前、下河原、関口、関口西、堂ノ下、長田、野尾手、宿、山添、六反田
	小野田市	全	1.1	全地域
長門	長門市	第1地帯	1.2	大字渋木 大字東深川 字石尽、中太の河内、東太の河内及び柳ヶ坪の各区域のうち長門市駅から国鉄美祢線踏切までの県道仙崎線沿い。 字中太の河内、東太の河内及び東湊の各区域のうち市道港中央線沿い。 大字深川湯本、大字真木
		第2地帯	1.3	大字仙崎のうち字南原、無田新開及び国鉄仙崎線以北の地域
		第3地帯	1.5	大字仙崎（第2地帯を除く。）、大字俵山、大字東深川（第1地帯を除く。）、
		第4地帯	2.6	大字西深川
		第5地帯	3.2	大字通い

署名	市郡名	適用地帯	評価倍率	適用地帯の区域名
	大津郡	第1地帯	倍 1.0	日置村、三隅町
		第2地帯	1.1	油谷町
	豊浦郡	全	1.1	豊北町
萩	萩市	第1地帯	1.1	第2地帯から第5地帯までを除く地域
		第2地帯	1.3	大字今魚店町、大字瓦町、大字北古萩町、大字米屋町、大字塩屋町、大字津守町、大字西田町、大字古萩町、大字吉田町 大字土原のうち県道萩篠生線沿い及び県道東萩停車場線沿い。 大字平安古のうち国道191号線沿い。
		第3地帯	1.6	大字油屋町、大字恵美須町、大字北片河町、大字呉服町、大字細工町、大字樽屋町、大字春若町、大字口魚店町、大字南古萩町、大字南片河町 大字江向のうち雑賀下り筋通沿い。 大字椿東 字香川津、上鶴江、開作、下鶴江、新川 字荒田、大広津、雁島、千人塚及び深田の各区域のうち山陰本線以西以北の地域（国道191号線沿い、県道沿い及び市道松本長添線沿いを除く。） 字橋ノ脇から松本市までの県道萩篠生線沿い。 大字三見 字市
		第4地帯	2.0	大字相島、大字江向（第3地帯を除く。）、大字大島、大字川島、大字河添、大字土原（第2地帯及び国道191号線以北を除く。）、大字平安古（第2地帯を除く。）、大字堀内（第5地帯を除く。）、大字見島 大字大井 字七重 大字椿東 字石堤、河原、釜屋、越ヶ浜、新道、城の腰、善田、玉太郎、奈古屋、西寄、橋ノ脇、半田、平方、船津、松本市、前小畑、丸山、無田口及び無田ヶ原（各区域のうち第3地帯を除く。） 字荒田、大広津、千人塚及び深田の各区域のうち山陰本線以東の地域 字千人塚境から越ヶ浜までの山陰本線以西の地域及び国道191号線沿い。 大字三見 字下村 大字山田 字串ヶ浴、玉江浦、堂ノ久保、殿河内、西沖田、東沖田、藤ヶ瀬、玉江1区、玉江2区
		第5地帯	3.3	大字堀内 字旧城、西ノ浜



署名市郡名	適用地帯	評価倍率	適用地帯の区域名
		倍	大字堀内のうち疎水以西指月小橋以北の地域
阿武郡	全	1.1	阿東町を除く地域

署名市郡名	適用地帯	評価倍率	適用地帯の区域名
岡山岡山市	第1地帯	1.1	新道、清輝橋1丁目~2丁目
	第2地帯	1.3	内山下1丁目~2丁目、駅前町1丁目~2丁目、表町1丁目~3丁目、海岸通1丁目~2丁目、小橋町1丁目~2丁目、後楽園、田町1丁目~2丁目、中山下1丁目~2丁目、野田屋町1丁目~2丁目、本町、奉還町2丁目~3丁目、丸ノ内1丁目~2丁目
	第3地帯	1.6	天瀬、天瀬南町、赤坂本町、旭、旭本町、粟井、足守、石関町、岩田町、石妻、出石町1丁目~2丁目、伊福町1丁目、内尾、駅元町、岡町、奥田、奥田1丁目~2丁目、奥田西町、奥田本町、奥田南町、沖元、大崎、大井、御成町、春日町、門田屋敷本町、神田町1丁目~2丁目、上土田、上高田、掛畑、河原、京町、京橋町、京橋南町、旭東町1丁目~3丁目、桑野、苔山、寿町、岡南町1丁目~2丁目、さくら住座、幸町、新京橋1丁目~3丁目、下内田町、下石井1丁目~2丁目、下、下土田、下足守、下高田、鹿田町1丁目~2丁目、鹿田本町、昭和町、庄田、島田本町1丁目~2丁目、新庄上、新庄下、杉谷、清輝本町、清輝橋3丁目~4丁目、船頭町、曾根、大学町、大供表町、大供本町、大供1丁目~3丁目、高柳、高塚、高松田中、中央町、中納言町、築港元町、土田、天神町、磨屋町、富田町1丁目~2丁目、富田、中畦、七日市西町、七日市東町、長利、西島田町、西中島町、西古松、西山内、西畦、錦町、蕃山町、東中央町、東中島町、東山1丁目、東山3丁目、東山内、東畦、日近、二日市町、古京町2丁目、舟橋町、福崎、兵団、平和町、奉還町1丁目、奉還町4丁目、真星、間倉、南中央町、御幸町、森下町、門前、柳町1丁目~2丁目、山科町、山上、弓之町、吉、和井元
	第4地帯	1.8	あけぼの町、赤田、網浜、飽浦、阿津、巖井、伊島町1丁目~2丁目、いずみ町、今岡、今在家、一宮、一宮山崎、今谷、伊福町2丁目~4丁目、浦安西町、浦安東町、浦安本町、浦安南町、絵図町、江並、江崎、御舟入町、大窪、大元駅前町、大内田、大福、尾上、乙多見、雄町、門田屋敷1丁目~5丁目、上伊福、学南町1丁目~3丁目、兼基、加茂、金山寺、辛川市場、栢谷、川入、北方、北浦、祇園、吉備津、桑田町、倉田、倉益、倉富、国府市場、厚生町1丁目~3丁目、小串、郡、高野尻、国体町、首部、古新田、小山、神下、沢田、穰、佐山、新屋敷1丁目~3丁目、清水、下牧、賞田、宿、四御神、洲崎、菅野、関、清心町、妹尾、妹尾崎、惣爪、大安寺、高島新屋敷、高屋、竹田、玉柏、田原、田益、高野、高松、高松稲荷、高松原古才、立田、立川町、千鳥町、築港新町、築港栄町、築港緑町、津倉町1丁目、津倉町3丁目~4丁目、



署名	市郡名	適用地帯	評価倍率	適用地帯の区域名
			倍	津高、津寺、富町1丁目～2丁目、十日市中町、十日市西町、十日市東町、富原、富吉、徳吉町1丁目～2丁目、中井、中井町1丁目～2丁目、中島田1丁目～2丁目、中島、中原、中牧、中撫川、撫川、並木町1丁目～2丁目、長岡、長野、橋津、西川原、西之町、日応寺、庭瀬、西花尻、西辛川、延友、納所、浜野、浜、花尻、番町1丁目～2丁目、原尾島、原、畑鮎、芳賀、東古松、東古松1丁目～5丁目、東川原、東古松南町、東花尻、東島田1丁目～2丁目、広瀬町、平井、平田、平野、平山、福島、福吉町、福泊、福谷、藤崎、古京町1丁目、藤原、万成、松尾、松浜町、三浜町1丁目～2丁目、三野、三手、三和、南方1丁目～5丁目、湊、海吉、宮浦、箕島、牟佐、大和町1丁目～2丁目、山崎、山田、矢坂、八幡、湯迫、横尾、横井上、吉宗、米田、若葉町
		第5地帯	2.0	青江、泉田、今村、今保、上中野、北長瀬、国富、久米、下中野、下伊福1丁目～2丁目、新保、白石、住吉町1丁目～2丁目、田中、辰己、当新田、豊成、中仙道、西市、西長瀬、野田、野田1丁目、野殿、福田、福富、福成、福浜町、万倍、円山、米倉
		第6地帯	2.4	門田、津島、東山2丁目
	御津郡	全	1.1	全地域
西大寺	岡山市	第1地帯	1.2	第2地帯及び第3地帯を除く地域
		第2地帯	1.3	金岡東町1丁目～2丁目、古都宿、古都南方、西大寺中野、西大寺松崎、松新町 砂場から竹原までの県道西大寺山陽線沿い。
		第3地帯	1.4	可知1丁目～5丁目、金田、鉄、光津、西大寺浜、六甘、中川町、藤井、富士見町1丁目、益野町 国道2号線沿い。
	邑久郡	全	1.1	邑久町、長船町、牛窓町
	備前市	全	1.1	全地域
瀬戸	備前市	全	1.1	全地域
		赤磐郡	第1地帯	1.3
		第2地帯	1.6	山陽町
	和気郡	第1地帯	1.3	第2地帯を除く地域
		第2地帯	1.4	和気町

署名	市郡名	適用地帯	評価倍率	適用地帯の区域名
玉野	玉野市	第1地帯	1.2	宇野1丁目～8丁目、奥玉1丁目～3丁目、洪川1丁目～4丁目、玉1丁目～3丁目、羽根崎町、日比1丁目～6丁目、東七区、南七区、明神町
		第2地帯	1.4	御崎1丁目～2丁目、築港、深井町、向日比1丁目～2丁目、和田1丁目～7丁目
		第3地帯	1.6	大崎、大藪、後閑、玉原1丁目～3丁目、沼、八浜、波知、東野崎、見石、山田
		第4地帯	1.8	田井
		第5地帯	2.0	字藤木、小島地、滝、樋ヶ原、長尾、永井、迫間、東高崎、広岡、木目、用吉
	児島郡	全	1.8	東児町
児島	倉敷市	第1地帯	1.1	児島味野1丁目～2丁目、児島小川1丁目～9丁目、児島下の町1丁目～10丁目、児島田ノ口1丁目～7丁目、児島田ノ口のうち市街化区域
		第2地帯	1.3	大島、串田、児島赤崎1丁目～4丁目、児島味野、児島味野3丁目～6丁目、児島味野上1丁目～2丁目、児島味野城1丁目～2丁目、児島味野城山、児島味野山田町、児島阿津1丁目～3丁目、児島宇野津、児島小川町、児島上之町、児島唐琴町、児島唐琴1丁目～4丁目、児島通生、児島塩生、児島下の町、児島田ノ口（第1地帯を除く。）、児島禪田町、児島柳田町、菰池、菰池1丁目～3丁目、下津井、下津井田ノ浦、下津井吹上、曾原、林、福江、元浜町（第3地帯を除く。）
		第3地帯	1.7	元浜町のうち地番2,557～2,748—3
		第4地帯	2.1	尾原、木見、白尾、由加
	児島郡	第1地帯	1.2	灘崎町及び藤田村の各区域のうち国道30号線沿い。灘崎町のうち県道倉敷玉野線沿い。灘崎町大字植松のうち県道岡山児島線沿い。灘崎町大字北七区、大字西七区 藤田村大曲
		第2地帯	1.5	藤田村（第1地帯を除く。）
		第3地帯	1.7	灘崎町（第1地帯を除く。）
倉敷	倉敷市	第1地帯	1.1	第2地帯、第3地帯、第4地帯及び第5地帯を除く地域



署名市郡名	適用地帯	評価倍率	適用地帯の区域名
	第2地帯	1.2 <sup>倍</sup>	阿知1丁目～3丁目(第3地帯を除く。)、青江 稲荷町のうち中央2丁目及び南町と接続する道路沿い。 老松町2丁目～3丁目、老松町5丁目 老松町4丁目のうち老松町3丁目と接続する道路沿い 及び国道2号線沿い。 大内、大島(第3地帯を除く。)、川入 川西町のうち国道2号線沿い。 幸町のうち国道2号線沿い及び美和1丁目と接続する 道路沿い。 四十瀬のうち国道2号線沿い及び同国道以北の地域 昭和1丁目～2丁目のうち国道2号線沿い。 中央1丁目～2丁目 中島のうち国道2号線沿い及び同国道以北の地域 西富井、西中新田、八王寺町、東富井、東町、平田、 福井 船倉町のうち本町と接続する道路沿い。 本町、美和1丁目～2丁目、南町、宮前 向山のうち本町と接続する道路沿い。 安江 藤戸町 天城、藤戸 水島のうち 北春日町、北幸町、北瑞穂町(第4地帯を除く。)、 北緑町、西寿町(第4地帯を除く。)、西栄町、西 弥生町、東寿町(第4地帯を除く。)、東栄町、東 弥生町、福崎町、南春日町、南幸町、南瑞穂町(第 4地帯を除く。)、南緑町
	第3地帯	1.3	阿知2丁目のうち中国銀行倉敷駅前支店から天満屋 に至る道路沿い。 有城、石見町、老松町1丁目、老松町4丁目(第2地 帯を除く。) 大島のうち山陽本線以北の地域 上富井、北浜町、黒崎、寿町、酒津、笹沖、四十瀬 (第2地帯を除く。)、新田、田ノ上、高須賀、中島 (第2地帯を除く。) 羽島(第4地帯を除く。)、八軒屋、浜ノ茶屋、浜ノ茶 屋1丁目～2丁目、浜町1丁目～2丁目、日ノ出町1 丁目～2丁目、日吉町、堀南、水江、吉岡 連島町 鶴新田
	第4地帯	1.4	五日市、浦田、帯高、沖、加須山、亀山、中帯江、 西田、羽島(茶屋町に通ずる県道沿い。)、白楽町、 早高、福島、二日市、向山(第2地帯を除く。) 連島町 亀島新田(旭町を含む地域。)、連島、鶴の浦1丁 目～3丁目、西ノ浦、矢柄 水島のうち 川崎通り1丁目、神田町(青葉町と接続する道路 沿を除く。)、北亀島町

署名市郡名	適用地帯	評価倍率	適用地帯の区域名
		1.2 <sup>倍</sup>	北瑞穂町のうち南瑞穂と接続する道路沿い。 中通り1丁目～4丁目、西通り1丁目～2丁目 西寿町のうち東寿町と接続する道路沿い。 東寿町のうち西寿町と接続する道路沿い。 南瑞穂町のうち北瑞穂町と接続する道路沿い。 南亀島町 福田町 浦田、古新田、中畝1丁目～10丁目、東塚1丁目～ 7丁目、広江、福田、南畝1丁目～7丁目、
	第5地帯	1.5	水島のうち 海岸通り1丁目～5丁目、明神町(高砂町と接続す る道路沿いを除く。)
	総社市 全	1.3	全地域
	都窪郡 第1地帯	1.3	早島町、山手村
	都窪郡 第2地帯	1.4	清音村
	吉備郡 全	1.1	真備町
玉島	倉敷市 全	1.3	全地域
	浅口郡 第1地帯	1.4	船穂町
	浅口郡 第2地帯	1.5	第1地帯を除く地域
笠岡	笠岡市 第1地帯	1.3	第2地帯を除く地域
	笠岡市 第2地帯	2.0	大字大宜及び大字用之江 <small>おおげ</small> の各区域のうち国道2号線 沿い。 <small>もちのえ</small>
	井原市 全	1.4	全地域
	小田郡 第1地帯	1.2	美星町
	小田郡 第2地帯	1.6	矢掛町
	後月郡 全	1.1	全地域
高梁	高梁市 第1地帯	1.1	第2地帯を除く地域
	高梁市 第2地帯	1.2	旧高梁町
	上房郡 全	1.3	全地域
	川上郡 全	1.2	全地域



署名	市郡名	適用地帯	評価倍率	適用地帯の区域名
新見	新見市	第1地帯	1.1	第2地帯及び第3地帯を除く地域
		第2地帯	1.5	正田、高尾、新見（第3地帯を除く。）
		第3地帯	1.8	新見のうち国道180号線沿い。
	阿哲郡	全	1.1	全地域
久世	真庭郡	第1地帯	1.2	第2地帯から第4地帯を除く地域
		第2地帯	1.4	落合町 大字垂水、大字西原 勝山町 大字江川のうち国道181号線沿い。 大字勝山、大字月田、大字三田 川上村 大字上福田のうち県道大山上福田線沿い。 大字上福田のうち県道倉吉江府線沿い。 久世町 大字久世及び大字鍋屋の各区域のうち鉄道線路以南の地域 八束村 大字中福田のうち県道倉吉江府線沿い。 湯原町 大字豊栄のうち地番1,338-2~1,556 大字湯本
		第3地帯	2.1	落合町 大字開田、大字上市瀬、大字下市瀬、大字中及び大字福田の各区域のうち国道313号線沿い。 久世町（第2地帯を除く。） 湯原町（第2地帯を除く。）
		津山	津山市	第1地帯
		第2地帯	1.6	大田、勝部、勝間田町、川崎（第4地帯を除く。）北町、京町、材木町、塚町、新魚町、志戸部、紫保井、椿高下、戸島、中之町、西新町、林田、林田町、橋本町、東新町、伏見町、宍保
		第3地帯	1.8	池ヶ原、旧一宮村、院庄、押瀨、旧大崎村、小原、金屋、上河原、旧神庭村、旧河辺村（第4地帯を除く。）、荒神山、神戸、総社、田町、種、旧高倉村、旧高田村、旧高野村（第4地帯及び第5地帯を除く。）、旧滝尾村、旧田邑村、堂尾、橋、二宮、沼、野介代、旧広野村、弥生町
		第4地帯	2.2	一方及び井口の各区域のうち国道53号線沿い。 小桁、小田中 押入及び川崎の各区域のうち国道53号線沿い。

署名	市郡名	適用地帯	評価倍率	適用地帯の区域名
			倍	河辺、北園町、国分寺 皿のうち国道53号線沿い。 城代町 高尾、高野本郷、津山口及び野村の各区域のうち国道53号線沿い。 日上 平福及び福田の各区域のうち国道53号線沿い。 山北
		第5地帯	3.4	押入、皿及び高尾（各区域のうち第4地帯を除く。） 中島 平福及び福田（各区域のうち第4地帯を除く。）
	英田郡	全	1.1	全地域
	勝田郡	全	1.2	全地域
	久米郡	全	1.2	全地域
	苫田郡	第1地帯	1.2	第2地帯を除く地域
		第2地帯	1.8	奥津町大字奥津川西



署名市郡名	適用地帯	評価倍率	適用地帯の区域名
鳥取鳥取市	第1地帯	1.4倍	永楽温泉町のうち駅前通り（県道鳥取停車場線）沿い。 栄町のうち国道53号線以南の地域（国道53号線沿いを除く。） 末広温泉町駅前通り（県道鳥取停車場線）沿い。 農協会館以西の末広通り沿い。
	第2地帯	2.0	片原1丁目、上魚町、川端1丁目、末広温泉町及び本町1丁目の各区域のうち国道53号線沿い。
	第3地帯	2.2	岩倉 字植田、上樋掛、上八丁、柵田、白金、下八丁、下樋掛、横長、分木 永楽温泉町のうち山白川以西の地域（第1地帯及び山白川沿いを除く。） 戎町のうち国道53号線沿い。 川端町4丁目～5丁目のうち鹿野街道沿い。 瓦町 国道53号線沿い。 太平線通り沿い。 智頭街道沿い。 弥生町のうち国道53号線沿い。
	第4地帯	2.4	第1地帯～第3地帯及び第5地帯～第12地帯を除く地域
	第5地帯	2.6	今町1丁目～2丁目のうち太平線通り沿い。 片原1丁目（第2地帯を除く。）及び2丁目～5丁目、上魚町（第2地帯を除く。） 行徳のうち山陰本線以南の地域及び市道行徳久松線通り沿い 以東の地域 商栄町、末広温泉町（第1地帯及び第2地帯を除く。）、茶町、富安、西町1丁目～5丁目、古海（第6地帯を除く。）、本町1丁目（第2地帯を除く。）及び2丁目～5丁目、丸山町、元大工町、吉方 吉成 駅裏から興南大橋までの大工町土居叶線沿い。 国道53号線沿い。 南吉成団地（字池の西、壱畑、大曲井手添、上河原土手の内、崩シ口、外河原、土手内井後） 興南団地（字江崎、下坪、中坪、西分木、西ノ穴、墓ノ下、向前田、柳坪、分木、六反田、六郎免） 若桜町（国道53号線沿いを除く。）
	第6地帯	2.8	相生町1丁目～4丁目 川端町1丁目（第2地帯を除く。） 川端町2丁目～3丁目（智頭街道沿いを除く。） 川端町4丁目～5丁目（第3地帯を除く。） 寿町、材木町、新町（国道53号線沿いを除く。） 津の井のうち駅前道路沿い。 東町2丁目～3丁目のうち国道29号線沿い。

署名市郡名	適用地帯	評価倍率	適用地帯の区域名
鳥取鳥取市		倍	古海のうち工業団地 弥生町（第3地帯を除く。） 湯所町2丁目及び吉方温泉4丁目の各区域のうち国道29号線沿い。 吉岡温泉町
	第7地帯	3.1	青葉1丁目～3丁目のうち国道29号線沿い。 岩倉（第3地帯を除く。）、今町1丁目～2丁目（第5地帯を除く。）、永楽温泉町（第1地帯及び第3地帯を除く。）、大杵、行徳（第5地帯を除く。）、湖山（第9地帯を除く。）、里仁、田園町1丁目～4丁目 二階町1丁目のうち国道53号線沿い。 南隈 元町 智頭街道沿い。 国道53号線沿い。 吉方温泉1丁目～4丁目（4丁目のうち第6地帯を除く。）
	第8地帯	3.5	青葉町1丁目～3丁目（第7地帯を除く。）、岩吉、江津、円護寺、樋屋町、晩稲、桂見、鍛冶町、覚寺、雲山、職人町、高住（第9地帯を除く。）、寺町、徳吉、徳尾、東町2丁目～3丁目（第6地帯を除く。）、布勢、松原、元町（第7地帯を除く。）、安長、湯所1丁目及び2丁目（第6地帯を除く。）、良田
	第9地帯	4.0	足山のうち県道湖山布勢線沿い。 秋里、岩坪、猪子、上原、戎町（第3地帯を除く。）、尾崎、上段、上砂見、河内、瓦町（第3地帯を除く。） 叶のうち国道53号線沿い。 湖山 字白浜 国道9号線沿い（鳥取商業高校以西を除く。）。 県道湖山布勢線沿い。 高路、栄町（第1地帯を除く。）、下砂見 高住のうち県道鳥取鹿野線沿い。 中砂見、二階町1丁目（第7地帯を除く。）及び2丁目～4丁目、久末、細見、楨原、松上
	第10地帯	4.8	叶（第9地帯を除く。） 伏野 字中茶屋のうち国道9号線沿い。 宮長
	第11地帯	5.5	賀露 浜坂のうち国道9号線沿い。 東町1丁目
	第12地帯	7.3	吉成（第5地帯を除く。）



署名	市郡名	適用地帯	評価倍率	適用地帯の区域名
	岩美郡	第1地帯	1.3 <sup>倍</sup>	福部村
		第2地帯	1.5	岩美町、国府町
	気高郡	第1地帯	1.2	青谷町、気高町
		第2地帯	1.4	鹿野町
	八頭郡	第1地帯	1.1	佐治村、八東町
		第2地帯	1.2	郡家町、船岡町
第3地帯		1.4	河原町、智頭町、用瀬町、若桜町	
倉吉市	第1地帯	1.2	新町3丁目日交バスターミナルから塚町2丁目日の丸バスターミナルまでの記念道路沿い。	
	第2地帯	2.2	葵町、旭田町、巖城（第4地帯を除く。）、魚町、越中町、金森町、鍛冶町1丁目～2丁目、河原町、荒神町、越殿町、塚町1丁目、塚町2丁目（第1地帯を除く。）、塚町3丁目、新町1丁目～2丁目、新町3丁目（第1地帯を除く。）、下田中（第4地帯を除く。）、昭和町（第4地帯を除く。）、住吉町、瀬崎町、大正町（第1地帯を除く。）、大正町2丁目、研屋町、仲之町、西岩倉町、西町、西仲町、八幡町、広瀬町、東町、東岩倉町、東仲町、福吉町、福吉町2丁目、宮川町（第1地帯を除く。）、宮川町2丁目、湊町、明治町（第1地帯を除く。）、明治町2丁目、余戸谷町	
	第3地帯	2.4	第1地帯、第2地帯、第4地帯～第6地帯を除く地域	
	第4地帯	2.6	宮川町交差点から田後分岐点までの国道179号線沿い	
	第5地帯	3.0	上井、上井町1丁目～2丁目及び伊木（各区域のうち第4地帯を除く。）、大平町、海田（第4地帯を除く。）、河北町、広栄町、矢神町、山根及び八屋（各区域のうち第4地帯を除く。）	
	第6地帯	3.3	生田、円谷、小鴨、鴨川町、駄経寺、中河原、西倉吉町、西福守町、福守町、丸山町、米田町	
東伯郡	第1地帯	1.1	泊村	
	第2地帯	1.4	東伯町	
	第3地帯	1.5	大栄町	
	第4地帯	1.7	北条町	

署名	市郡名	適用地帯	評価倍率	適用地帯の区域名
		第5地帯	2.2 <sup>倍</sup>	赤崎町、関金町
			2.2	東郷町
			2.8	羽合町 三朝町 大字三朝、大字山田
			3.1	三朝町（第6地帯を除く。）
米子市	米子市	第1地帯	1.3 <sup>倍</sup>	朝日町、愛宕町、岩倉町、内町、尾高町、角盤町1丁目～4丁目 上福原のうち県道皆生車尾線沿い。 加茂町1丁目～2丁目、勝田町、久米町、栲町1丁目～2丁目、紺屋町、塩町、昭和町、末広町、大工町、立町2丁目～4丁目、茶町、寺町、天神町1丁目～2丁目、道笑町1丁目、灘町2丁目～3丁目、西町、西倉吉町、錦町1丁目～2丁目、旧伯仙町、東町、東山町、日野町、法勝寺町、明治町、目久美町、弥生町、四日市町、陽田町
			1.6	赤井手、陰田町、一部、大崎、大谷町、大袋、皆生（第3地帯を除く。） 上福原のうち県道皆生西原線沿い。 祇園町1丁目～2丁目、新庄、高島、立町1丁目、道笑町2丁目～3丁目、中町、中島（第3地帯を除く。）、長砂、灘町1丁目、新山、錦町3丁目、花園町、博労町2丁目及び4丁目、東倉吉町、東八幡、旧富士見町、別所、水浜、宗像、八幡、米原（第3地帯を除く。）、葭津、両三柳（第3地帯及び第5地帯を除く。）
		第3地帯	2.0	青木、安倍、石井、今在家、浦津、榎原、奥谷、大篠津、皆生字温泉、上新印、上安曇、上福原（第1地帯及び第2地帯を除く。） 兼久、河崎（第4地帯を除く。）、蚊屋、車尾、熊覚、下新印、下安曇、道笑町4丁目 中島のうち国道9号線沿い。 奈喜良、西福原（第4地帯を除く。）、二本木、博労町1丁目及び3丁目、橋本、旗ヶ崎、東福原（第5地帯を除く。）、日原、古市、万能町、美吉、吉岡、吉谷 米原のうち産業道路沿い。 夜見 両三柳のうち県道境米子線沿い。 和田
		第4地帯	2.6	上後藤 河崎のうち産業道路沿い。 富益 西福原のうち産業道路沿い。



署名市郡名	適用地帯	評価倍率	適用地帯の区域名
		倍	彦名、福市
	第5地帯	2.9	古豊千 東福原のうち国道9号線沿い。 日ノ出町、旧富士見町1丁目~2丁目 両三柳のうち市道上福原三柳線、市道両三柳夜見樋口線及び県道東福原樋口線沿い。
	第6地帯	4.0	観音寺、諏訪
境港市	第1地帯	1.2	第2地帯~第5地帯を除く地域
	第2地帯	1.4	相生町、入船町、京町、末広町、中町、日ノ出町
	第3地帯	1.7	上道町、佐斐神町、竹内町、東本町、湊町、岬町、米川町
	第4地帯	2.0	朝日町、 <sup>えい</sup> 栄町、中野町、蓮池町、弥生町
	第5地帯	2.9	<sup>とんえ</sup> 外江町、渡町
西伯郡	第1地帯	1.6	会見町、岸本町、西伯町、大山町(第2地帯を除く。)、 中山町、名和町、日吉津村(第3地帯を除く。)、 淀江町
	第2地帯	2.3	大山町 大字大山地番 1~47
	第3地帯	4.0	日吉津村のうち国道9号線沿い。
日野郡	全	1.4	全地域

署名市郡名	適用地帯	評価倍率	適用地帯の区域名
松江松江市	第1地帯	1.1	第2地帯から第11地帯を除く地域
	第2地帯	1.3	<sup>さいか</sup> 雑賀町(第3地帯及び第5地帯を除く。) <sup>しらかた</sup> 白瀧本町、末次本町、天神町、中原町、西茶町
	第3地帯	1.8	朝日町、伊勢宮町、魚町、御手船場町 雑賀町のうち県道松江広瀬線沿い(第5地帯を除く。) 堅町、寺町、殿町、向島町
	第4地帯	2.1	大野町、北堀町、幸町、栄町、新雑賀町、東本町1丁目~2丁目、東奥谷町 東津田町のうち天神川以北の地域 本庄町
	第5地帯	2.5	<sup>あいか</sup> 秋鹿町、内中原町、春日町(第7地帯を除く。)、北田町 雑賀町のうち国道9号線沿い。 西川津町のうち松原橋から百足橋までの県道本庄福富松江線沿い。 西生馬町 東津田町のうち国道9号線以北で天神川以南の地域(第9地帯を除く。) 南田町
	第6地帯	2.9	上乃木町のうち県道松江広瀬線沿い。 竹矢町 西津田町のうち国道9号線以北で市道中橋線以東の地域(第10地帯を除く。) 西川津町(第5地帯及び第9地帯から第11地帯を除く。) 浜乃木町のうち県道乃木停車場線沿い。 東本町3丁目~5丁目 東朝日町のうち市道片倉線以東の地域 本郷町、松尾町、米子町、横浜町、嫁ヶ島町
	第7地帯	3.2	上乃木町(第6地帯及び第10地帯を除く地域)、 <sup>たいりん</sup> 大輪町、上東川津町 春日町のうち県道松江恵曇港線沿い。 黒田町、下東川津町、砂子町、菅田町、西津田町(第6地帯、第8地帯及び第10地帯を除く。) 浜乃木町(第6地帯を除く。) 富士見町
	第8地帯	3.6	袖師町、堂形町 西津田町のうち国道9号線以北で市道中橋線以西の地域(第10地帯を除く。) 乃木福富町、東津田町(第4地帯、第5地帯及び第9地帯を除く。) 東朝日町(第6地帯を除く。)、和田見町



署名市郡名	適用地帯	評価倍率	適用地帯の区域名
	第9地帯	3.9 <sup>倍</sup>	古志原町(第10地帯を除く。)、大正町、灘町、西尾町 西川津町のうち県道松江境港線沿い(第11地帯を除く。) 東津田町のうち国道9号線沿い。 矢田町
	第10地帯	4.4	上乃木町のうち都市計画道路古志原浜乃木線沿い。 古志原町のうち県道松江広瀬線沿い。 西川津町のうち百足橋から西尾町までの県道本庄福 富線沿い。 西津田町のうち国道9号線沿い。 西忌部町、乃白町、母衣町、山代町、八幡町
	第11地帯	5.2	大庭町、千鳥町 西川津町のうち菅田町境から島大前までの県道松江 境港線沿い。 浜佐田町、馬瀉町
八束郡	第1地帯	1.3	鹿島町、島根町 玉湯町 大字湯町のうち国道9号線沿い。 八雲村
	第2地帯	1.4	穴道町、東出雲町、美保関町
	第3地帯	1.7	玉湯町(第1地帯を除く。)、八束町
安来市	第1地帯	1.2	飯島町、安来町(第3地帯を除く。)
	第2地帯	1.3	第1地帯及び第3地帯から第5地帯を除く地域
	第3地帯	1.4	加茂町 安来町のうち地番380~720及び2,160~2,165の県道 安来広瀬線沿い。 安来町のうち国道9号線沿い。 安来町のうちたんぼ原徳から大市場通りまでの市道 沿い。
	第4地帯	1.8	吉佐町
	第5地帯	2.0	新十神町、南十神町、宮内町
能義郡	第1地帯	1.2	伯太町
	第2地帯	1.5	広瀬町
大東郡	第1地帯	1.4	加茂町、大東町
	第2地帯	1.7	木次町

署名市郡名	適用地帯	評価倍率	適用地帯の区域名
			大字木次 字三日市尻、三日市西側、三日市東側
	第3地帯	2.2	木次町(第2地帯及び第4地帯を除く。)
	第4地帯	3.0	木次町 大字里方のうち国道54号線及び県道沿い。
	飯石郡	第1地帯	1.2
	第2地帯	1.4	頓原町 大字角井、大字頓原村 吉田村
	第3地帯	1.6	赤来町 大字上赤名 掛合町 三刀屋町 大字三刀屋
	第4地帯	2.2	三刀屋町(第3地帯を除く。)
仁多郡	第1地帯	1.3	仁多町(第2地帯を除く。)
	第2地帯	1.4	仁多町 大字三成 横田町
出雲市	全	1.3	全地域
	平田市	全	全地域
簸川郡	第1地帯	1.1	斐川町、湖陵町、多伎町、佐田町
	第2地帯	1.4	大社町
石見大田	第1地帯	1.0	第2地帯及び第3地帯を除く地域
	第2地帯	1.3	朝山町 大田町 大字大田 字池窪、魚瀬、大田、大沢、大沢輪の内、落井、 下北代、諏訪仮屋、昆沙門、松の前、南代 大森町、川合町、久利町 久手町 大字刺鹿 字沖代のうち国道9号線沿い。 大字波根西 字大津及び上ヶ各区域のうち国道9号線沿い。 鳥井町、山口町



署名	市郡名	適用地帯	評価倍率	適用地帯の区域名
		第3地帯	1.6	五十猛町 三瓶町 大字志学 長久町
	邇摩郡	第1地帯	1.4	仁摩町（第5地帯を除く。）
		第2地帯	1.5	温泉津町 大字小浜のうち地番口1～口196
		第3地帯	1.6	温泉津町 大字温泉津
		第4地帯	1.8	温泉津町（第2地帯及び第3地帯を除く。）
		第5地帯	2.3	仁摩町 大字宅野町、大字大国町
浜田	浜田市	第1地帯	1.2	朝日町、浅井町、牛市町、蛭子町、片庭町、京町、黒川町、紺屋町、栄町、新町、清水町、真光町、瀬戸見町、高佐町、田町、天満町、殿町、錦町、原町、松原町、元浜町
		第2地帯	1.4	熱田町、相生町、宇野町、大辻町、大金町、久代町、国分町、桜ヶ丘町、下府町、竹迫町、長浜町、原井町、琵琶町
		第3地帯	1.5	上府町、河内町、杉戸町、瀬戸ヶ島町、内村町
		第4地帯	1.7	櫛田原町、井野町、内田町、後野町、宇津井町、生湯町、折居町、佐野町、三階町、下有福町、周布町、高田町、田橋町、治和町、津摩町、外の浦町、長沢町、長見町、鍋石町、西村町、野原町、日脚町、穂出町、港町、吉地町、横山町
	江津市	第1地帯	1.4	大字浅利、大字敬川、大字嘉久志、大字上有福、大字郷田、大字波子
		第2地帯	1.6	第1地帯及び第3地帯を除く地域
		第3地帯	1.7	大字都野津、大字渡津、大字和木
	那賀郡	第1地帯	1.2	三隅町
		第2地帯	1.3	旭町、金城町
		第3地帯	1.5	弥栄村
	邑智郡	第1地帯	1.1	桜江町、大和村、羽須美村

署名	市郡名	適用地帯	評価倍率	適用地帯の区域名
		第2地帯	1.3	石見町
		第3地帯	1.4	邑智町、瑞穂町
		第4地帯	1.6	川本町
益田	益田市	第1地帯	1.2	あけぼの本町、あけぼの東町、あけぼの西町、幸町、本町
		第2地帯	1.3	須子町
		第3地帯	1.4	有明町 乙吉町のうち国道9号線沿い。 上吉田町 下本郷町のうち国道9号線沿い。 染羽町 高津町のうち国道191号線沿い及び同線以北の地域 （第7地帯を除く。） 土井町、中島町、中吉田町、東町（第6地帯を除く。）
		第4地帯	1.7	第1地帯～第3地帯及び第5地帯～第9地帯を除く地域
		第5地帯	1.8	高津町（第3地帯及び第7地帯を除く。）
		第6地帯	2.6	乙吉町及び下本郷町（各区域のうち第3地帯を除く。） 昭和町 東町のうち地番口1,003～口1,332の地域 三宅町
		第7地帯	2.7	高津町 持石のうち国道191号線沿い。
		第8地帯	3.1	大塚町、久城町、多田町 津田町のうち国道9号線沿い。 中須町 安富町及び横田町の各区域のうち国道9号線沿い。
		第9地帯	3.8	遠田町のうち国道9号線沿い。
	美濃郡	全	1.4	全地域
	鹿足郡	第1地帯	1.2	津和野町（第3地帯、第4地帯及び第6地帯を除く。）、日原町
		第2地帯	1.3	柿木村
		第3地帯	1.6	津和野町 大字町田、大字森村
		第4地帯	1.7	津和野町 大字後田



署名市郡名	適用地帯	評価倍率	適用地帯の区域名
	第5地帯	1.8	六日市町
	第6地帯	1.9	津和野町 大字中座、大字鷲原
西郷	第1地帯	1.0	都万村、布施村
	第2地帯	1.2	五箇村、海士町
	第3地帯	1.3	知夫村
	第4地帯	1.4	西ノ島町
	第5地帯	1.7	西郷町 旧東郷村、旧中条村、旧中村、旧磯村
	第6地帯	1.8	西郷町（第5地帯を除く。）

## 2 借地権割合等

借地権等の価額は、その目的となつている宅地の自用宅地としての評価額に次表「借地権等割合表」の区分ごとに定める割合を乗じて評価するが、借地権割合が30%に満たない借地権については課税価格に算入しない。

なお、貸家建付借地権等については、算出された貸家建付借地権等の割合が30%未満となつてもその評価の基礎となる借地権の割合が30%以上の場合には、課税価格に算入する。

借地権等割合表

適用地域	評価額 ( $\frac{1}{\text{当}} \frac{m^2}{\text{り}}$ )	借地権割合	貸宅地割合	貸家建付地割合	貸家建付借地権割合	転貸借地権割合	転借権割合
	千円	%	%	%	%	%	%
広島市 (旧安佐野川町を除く。旧白木町及び)	575以上	70	30	79.0	49.0	21.00	49.00
	285 "	65	35	80.5	45.5	22.75	42.25
	110 "	60	40	82.0	42.0	24.00	36.00
	75 "	55	45	83.5	38.5	24.75	30.25
	30 "	50	50	85.0	35.0	25.00	25.00
	15 "	45	55	86.5	31.5	24.75	20.25
	10 "	40	60	88.0	28.0	24.00	16.00
	8 "	35	65	89.5	24.5	22.75	12.25
2 "	30	70	91.0	21.0	21.00	9.00	
2未満	(25)	75	92.5	(17.5)	(18.75)	(6.25)	



### 第4 鉾泉地の部

適用地域	評価額 (1当 $m^2$ )	借地権 割合	貸宅地 割合	貸家建付 地割合	貸家建付 借地権 割合	転貸借地 権割合	転借権 割合
	千円	%	%	%	%	%	%
岡	380以上	65	35	80.5	45.5	22.75	42.25
	135 "	60	40	82.0	42.0	24.00	36.00
	35 "	55	45	83.5	38.5	24.75	30.25
山	10 "	50	50	85.0	35.0	25.00	25.00
	6 "	45	55	86.5	31.5	24.75	20.25
	5 "	40	60	88.0	28.0	24.00	16.00
市	3 "	35	65	89.5	24.5	22.75	12.25
	2 "	30	70	91.0	21.0	21.00	9.00
	2未満	(25)	75	92.5	(17.5)	(18.75)	(6.25)

適用地域	評価額 (1当 $m^2$ )	借地権 割合	貸宅地 割合	貸家建付 地割合	貸家建付 借地権 割合	転貸借地 権割合	転借権 割合
	千円	%	%	%	%	%	%
上	440以上	65	35	80.5	45.5	22.75	42.25
	175 "	60	40	82.0	42.0	24.00	36.00
	35 "	55	45	83.5	38.5	24.75	30.25
記	10 "	50	50	85.0	35.0	25.00	25.00
	6 "	45	55	86.5	31.5	24.75	20.25
	5 "	40	60	88.0	28.0	24.00	16.00
外	3 "	35	65	89.5	24.5	22.75	12.25
	2 "	30	70	91.0	21.0	21.00	9.00
	2未満	(25)	75	92.5	(17.5)	(18.75)	(6.25)

(注) 上記の表のうち「貸宅地」とは、借地法に規定する借地権の目的となつて  
いる宅地をいう。



## 鉱泉地

鉱泉地の価額は、原則として、1筆を単位として次の算式によつて計算した金額により評価する。

(算式)

基本価額(160万円) × ゆう出量指数 × 温泉地指数 = 鉱泉地の価額

### 1 ゆう出量指数表

1分当りゆう出量(ℓ)		指 数	1分当りゆう出量(ℓ)		指 数
9	未 満	0.30	304 以上	340 未満	4.50
9 以上	16 未満	0.35	340	376	5.00
16	23	0.40	376	412	5.50
23	31	0.45	412	448	6.00
31	38	0.50	448	484	6.50
38	45	0.60	484	520	7.00
45	52	0.70	520	556	7.50
52	59	0.80	556	592	8.00
59	67	0.90	592	628	8.50
67	79	1.00	628	664	9.00
79	97	1.25	664	700	9.50
97	115	1.50	700	736	10.00
115	133	1.75	736	772	10.50
133	151	2.00	772	808	11.00
151	169	2.25	808	844	11.50
169	196	2.50	844	880	12.00
196	232	3.00	880	916	12.50
232	268	3.50	916	952	13.00
268	304	4.00	952	988	13.50



988 以上	1,024 未満	14.00	1,420 以上	1,456 未満	20.00
1,024 "	1,060 "	14.50	1,456 "	1,492 "	20.50
1,060 "	1,096 "	15.00	1,492 "	1,528 "	21.00
1,096 "	1,132 "	15.50	1,528 "	1,564 "	21.50
1,132 "	1,168 "	16.00	1,564 "	1,600 "	22.00
1,168 "	1,204 "	16.50	1,600 "	1,636 "	22.50
1,204 "	1,240 "	17.00	1,636 "	1,672 "	23.00
1,240 "	1,276 "	17.50	1,672 "	1,708 "	23.50
1,276 "	1,312 "	18.00	1,708 "	1,744 "	24.00
1,312 "	1,348 "	18.50	1,744 "	1,780 "	24.50
1,348 "	1,384 "	19.00	1,780 "		25.00
1,384 "	1,420 "	19.50			

(注) 1 本表の1分当りゆう出量(ℓ)は、その鉱泉地の1分当りのゆう出量に付表(温度に応ずるゆう出量補正率表)に掲げるその温泉の温度に応ずる補正率を乗じて算出した補正後のゆう出量によるのであるから留意すること。この場合において、ゆう出量が多量であるため、その一部を放棄しているものにあつては、その余剰量を除いた数量によつて算定したものによるものとし、非自噴の鉱泉地については、1日の揚湯量をその揚湯時間(分)で除して得た数量による。

2 こ湯した鉱泉地または未利用の鉱泉地のゆう出量指数は、それぞれ0.3または0.5とする。

付表 温度に応ずるゆう出量補正率表

温 度	補正率	温 度	補正率
25度未満	0.20	60度以上 65度未満	1.10
25度以上 30度未満	0.35	65 " 70 "	1.15
30 " 35 "	0.50	70 " 75 "	1.20
35 " 40 "	0.65	75 " 80 "	1.25
40 " 45 "	0.80	80 " 85 "	1.30
45 " 50 "	0.90	85 " 90 "	1.35
50 " 55 "	1.00	90 " 95 "	1.40
55 " 60 "	1.05	95 "	1.45

2 温泉地指数表

署 名	温 泉 名	指 数	署 名	温 泉 名	指 数
廿日市	湯 来	0.26	玉 島	遙 照 山	0.14
"	羅 漢	0.08	久 世	湯 原	0.65
府 中	矢 野	0.11	"	真 賀	0.12
山 口	湯 田	1.20	"	たり足	0.11
徳 山	湯 野	0.36	津 山	湯 郷	0.55
下 関	川 棚	0.55	"	奥 津	0.39
長 門	湯 本	0.70	"	雅 城 閣	0.13
"	俵 山	0.56	鳥 取	鳥 取	0.67
岡 山	とま 田	0.27	"	浜 村	0.45
"	湯 迫	0.21	"	吉 岡	0.36
"	金 甲 山	0.18	"	岩 井	0.27
"	小 森	0.10	倉 吉	三 朝	0.91
"	浮 田	0.10	"	東 郷	0.50
倉 敷	総 社	0.14	"	浅 津	0.41



第5 家屋の部

倉吉	関金	0.25	出雲	湯之川	0.16
米子	皆生	1.31	石見大田	志学	0.36
松江	玉造	0.93	〃	湯之津	0.30
〃	松江	0.46	浜田	有福	0.33
安来	鷺の湯	0.14	〃	湯抱	0.17
大東	海潮	0.16	〃	美又	0.17
〃	湯村	0.11	益田	大谷	0.10



## 家 屋

- 1 自用家屋の価額は固定資産税評価額に、1.0の倍率を乗じて評価する。
- 2 貸付けにかかる家屋の価額は、自用家屋の評価額から自用家屋の評価額に借家権の割合（30%）を乗じて得た金額を控除して評価する。



第6 果樹、桑樹、桐、竹林の部

1 果 樹..... 215

2 桑 樹..... 220

3 桐（日本桐）立木..... 220

4 竹 林..... 221



# 1 果 樹

果樹の価額は次表「果樹の標準価額表」に定める樹令別標準価額に地積を乗じて評価する。

果 樹 の 標 準 価 額 表 (10アール当り)

樹 種	適用地帯	樹 令	価 額	摘 要
かんきつ (みかん)	全 管	自 1年	44,000	
		至 3年		
		〃 4年	107,000	
		〃 10年		
		〃 11年	166,000	
		〃 15年		
		〃 16年	175,000	
		〃 24年		
		〃 25年	188,000	
		〃 30年		
〃 31年	133,000			
〃 40年				
〃 41年 以上	85,000			
かんきつ (夏みかん)	〃	自 1年	30,000	
		至 3年		
		〃 4年	90,000	
		〃 10年		
		〃 11年	144,000	
		〃 15年		
		〃 16年	175,000	
		〃 34年		
		〃 35年	207,000	
		〃 45年		
〃 46年	106,000			
〃 55年				
〃 56年 以上	63,000			
八 さ く	〃	自 1年	29,000	
		至 3年		
		〃 4年	85,000	
〃 7年				



樹種	適用地帯	樹令	価額	摘	要
		自至 8年	165,000		
		〃 14年			
		〃 15年	200,000		
		〃 24年			
		〃 25年	115,000		
		〃 30年			
		31年以上	68,000		
かき	全管	自至 1年	16,000		
		〃 3年			
		〃 4年	58,000		
		〃 10年			
		〃 11年	78,000		
		〃 14年			
		〃 15年	89,000		
		〃 19年			
		〃 20年	101,000		
		〃 30年			
		〃 31年	78,000		
		〃 35年			
		〃 36年	58,000		
		〃 40年			
		41年以上	36,000		
なし (廿世紀)	〃	自至 1年	29,000		
		〃 5年			
		〃 6年	125,000		
		〃 10年			
		〃 11年	224,000		
		〃 14年			
		〃 15年	287,000		
		〃 20年			
		〃 21年	213,000		
		〃 25年			
		26年 自至	160,000		
		以上	110,000		
なし (その他)	〃	自至 1年	23,000		
		〃 5年			

樹種	適用地帯	樹令	価額	摘	要
		自至 6年	95,000		
		〃 10年			
		〃 11年	115,000		
		〃 14年			
		〃 15年	147,000		
		〃 20年			
		〃 21年	99,000		
		〃 25年			
		26年 以上	51,000		
りんご	全管	自至 1年	15,000		
		〃 5年			
		〃 6年	50,000		
		〃 10年			
		〃 11年	70,000		
		〃 14年			
		〃 15年	72,000		
		〃 25年			
		〃 26年	52,000		
		〃 30年			
		〃 31年	40,000		
		〃 40年			
		41年 以上	35,000		
もも	〃	自至 1年	21,000		
		〃 3年			
		〃 4年	60,000		
		〃 6年			
		〃 7年	70,000		
		〃 9年			
		〃 10年	80,000		
		〃 15年			
		〃 16年	56,000		
		〃 20年			
		21年 以上	32,000		
ぶどう (温室)	〃	自至 1年	320		価額は3.3㎡当り価額である。
		〃 3年			



樹種	適用地帯	樹令	価額	摘要
		自至 4年	円 2,500	価額は3.3㎡当り価額である。
		5年		
		〃 6年	3,900	
		〃 10年	2,300	
		〃 11年		
		〃 20年	1,800	
		21年以上		
ぶどう (露地)	岡山県のうち 岡山市、御津 郡、上道郡、 赤磐郡	自至 1年	40,000	
		3年		
		〃 4年	104,000	
		〃 6年	136,000	
		〃 7年		
		〃 9年	161,000	
		〃 10年		
	〃 20年	134,000		
	〃 21年			
	〃 25年	72,000		
	全管。ただ し、岡山県の うち上記に掲 げる地域を除 く。	自至 1年	33,000	
3年				
〃 4年		99,000		
〃 6年				
〃 7年		119,000		
〃 9年				
〃 10年	124,000			
〃 20年				
〃 21年	87,000			
〃 25年				
〃 26年 以上	56,000			
くり	全管	自至 1年	17,000	
		5年		
		〃 6年	50,000	
		〃 9年		
		〃 10年	55,000	
〃 15年				

樹種	適用地帯	樹令	価額	摘要
		〃 16年	円 40,000	
		〃 20年		
		21年 以上	22,000	

(注) 1 標準価額については、地利及び地味に応じて2割以内の増減をすることができる。

2 なし、ぶどうのたなは、別個に評価する。

樹種	適用地帯	樹令	価額	摘要
竹		自至 1年	20,000	
〃		3年		
〃		〃 4年	11,000	
〃		〃 6年	10,000	
〃		〃 8年	15,000	
〃		〃 10年	15,000	
〃		〃 12年	15,000	
〃		〃 14年	15,000	
〃		〃 16年	15,000	
〃		〃 18年	15,000	

木立 (開本日) 附 3

要	産	樹令の階		樹令	樹令
		階	階		
(m <sup>2</sup> - 間高) × (階高)	〃	〃	〃	〃	〃
		〃	〃	〃	〃
		〃	〃	〃	〃
		〃	〃	〃	〃
		〃	〃	〃	〃
		〃	〃	〃	〃



## 2 桑 樹

桑樹の価額は、次表「桑樹の標準価額表」に定める標準価額に地積を乗じて評価する。

桑 樹 の 標 準 価 額 表 (10アール当り)

適用 樹種 地帯	樹 令	標 準 価 額			山 畑	摘 要
		普 通 上 (10アール当り) (1,500kg 以上)	中 (10アール当り) (1,125kg 以上)	畑 下 (10アール当り) (750 kg 以上)		
桑樹 全管	自 至	円	円	円	円	
	1年	14,000	11,000	7,000	5,000	
	3年					
	4年	22,000	16,000	9,000	8,000	
	6年					
	7年	27,000	19,000	12,000	9,000	
	9年					
	10年	30,000	22,000	15,000	11,000	
	15年					
	16年	25,000	17,000	11,000	8,000	
	20年					
	21年 以上	14,000	11,000	7,000	6,000	

## 3 桐 (日本桐) 立木

桐の価額は、次表「桐立木の標準価額表」に示すところにより評価する。

桐 立 木 の 標 準 価 額 表

適用地帯	周囲 30cm 超の価額		摘 要
	周 囲	1cm 当り価額	
全 管	60cm 未満	50	計算方法は次による 1本当りの価額は (1cm当り価額)×(胸高円周一30cm)
	60cm 以上	60	
	69cm 未満	67	
	69cm 〃	70	
	84cm 〃	77	
	90cm 以上		

## 4 竹 林

竹林の価額は、次表「竹林の標準価額表」に定める標準価額に地積を乗じて評価する。

竹 林 の 標 準 価 額 表 (10アール当り)

種 目	適用地帯	価 額	摘 要
孟 宗	全 管	30,000	素地は別に評価する。
真 竹		20,000	
そ の 他		10,000	

(注) 標準価額については、地利等の実情に応じて2割以内の増減をすることができ。



## 2. 桑 樹 林 育 本

桑樹の価額は、苗木の標準価額表に示すところにより評価する。

桑樹の標準価額表 (10アール当り)  
(10アール当り) 桑樹標準価額表

樹種	苗木	苗木	苗木	苗木	苗木
種類	規格	規格	規格	規格	規格
桑樹全管	白	3年	14,000	000.05	7,000
	赤	3年	11,000	000.01	5,000
	赤	4年	17,000	000.02	8,000
	赤	5年	21,000	000.03	10,000
	赤	6年	25,000	000.04	12,000
	赤	7年	29,000	000.05	14,000
	赤	8年	33,000	000.06	16,000
	赤	9年	37,000	000.07	18,000
	赤	10年	41,000	000.08	20,000
	赤	11年	45,000	000.09	22,000
	赤	12年	49,000	000.10	24,000
	赤	13年	53,000	000.11	26,000
	赤	14年	57,000	000.12	28,000
	赤	15年	61,000	000.13	30,000
	赤	16年	65,000	000.14	32,000
	赤	17年	69,000	000.15	34,000
	赤	18年	73,000	000.16	36,000
	赤	19年	77,000	000.17	38,000
	赤	20年	81,000	000.18	40,000
	赤	21年	85,000	000.19	42,000
	赤	22年	89,000	000.20	44,000
	赤	23年	93,000	000.21	46,000
	赤	24年	97,000	000.22	48,000
	赤	25年	101,000	000.23	50,000
	赤	26年	105,000	000.24	52,000
	赤	27年	109,000	000.25	54,000
	赤	28年	113,000	000.26	56,000
	赤	29年	117,000	000.27	58,000
	赤	30年	121,000	000.28	60,000
	赤	31年	125,000	000.29	62,000
	赤	32年	129,000	000.30	64,000
	赤	33年	133,000	000.31	66,000
	赤	34年	137,000	000.32	68,000
	赤	35年	141,000	000.33	70,000
	赤	36年	145,000	000.34	72,000
	赤	37年	149,000	000.35	74,000
	赤	38年	153,000	000.36	76,000
	赤	39年	157,000	000.37	78,000
	赤	40年	161,000	000.38	80,000
	赤	41年	165,000	000.39	82,000
	赤	42年	169,000	000.40	84,000
	赤	43年	173,000	000.41	86,000
	赤	44年	177,000	000.42	88,000
	赤	45年	181,000	000.43	90,000
	赤	46年	185,000	000.44	92,000
	赤	47年	189,000	000.45	94,000
	赤	48年	193,000	000.46	96,000
	赤	49年	197,000	000.47	98,000
	赤	50年	201,000	000.48	100,000

## 3. 桐 (日本桐) 立木

桐の価額は、伐採「桐立木の標準価額表」に示すところにより評価する。

桐立木の標準価額表

適用地帯	樹高30cm以上の価額	備 考
	1cm当り価額	
全 管	62cm 未満	50 計算方法は次による
	60cm 以上	60 日本当りの価額は
	69cm 未満	(1cm当り価額) × (樹高円周 - 30cm)
	67cm *	57
	64cm *	54
	61cm *	51
	58cm *	48
	55cm *	45
	52cm *	42
	49cm *	39
	46cm *	36
	43cm *	33
	40cm *	30
	37cm *	27
	34cm *	24
	31cm *	21
	28cm *	18
	25cm *	15
	22cm *	12
	19cm *	9
	16cm *	6
	13cm *	3
	10cm *	0
	7cm *	-3
	4cm *	-6
	1cm *	-9
	0cm *	-12
	0cm 以上	77

## 第7 立 木 の 部

別表 1 立木総合指数表.....	223
別表 2 地 味 級.....	224
別表 3 立 木 度.....	226
別表 4 地利級判定表.....	227
別表 5 立木1ヘクタール当り標準価額表.....	228
別表 6 法令により伐採の禁止又は制限を受ける森林の控除割合.....	236
別表 7 標準立木材積表.....	236

木  
立



## 立 木

- 立木の価額は別表5「立木1ヘクタール当り標準価額表」に定める標準価額に別表1「立木総合指数表」の総合指数を乗じて求めた金額に、その森林の地積を乗じて計算した金額によつて評価する。
- 森林法その他の法令に基づき伐採の禁止または制限を受ける森林については、別表6「法令により伐採の禁止または制限を受ける森林の控除割合」に定める控除割合を乗じて得た金額を控除して評価する。
- 立木材積が明らかな森林の立木（樹令15年に満たないものを除く。）の価額は、1の定めにかかわらず別表7「標準立木材積表」に定める標準立木材積をもととし、次の算式により評価する。

(算式)

$$\text{標準価額} \times \text{地利級} \times \left( \frac{\text{立木材積が明らかな森林の1ヘクタール当りの立木材積}}{\text{1ヘクタール当り標準立木材積}} \right) = \text{1ヘクタール当りの評価額}$$

(注) ( )書き内の数値は、0.05止めとし、0.05未満の端数は切り捨てること。

別表 1 立 木 総 合 指 数 表

立木度 地利級	密 (1.0)			庸 (0.8)			疎 (0.6)			立木度 地利級
	上 (1.3)	中 (1.0)	下 (0.6)	上 (1.3)	中 (1.0)	下 (0.6)	上 (1.3)	中 (1.0)	下 (0.6)	
1 (1.3)	1.65	1.30	0.75	1.35	1.00	0.60	1.00	0.75	0.45	1 (1.3)
2 (1.2)	1.55	1.20	0.70	1.20	0.90	0.55	0.90	0.70	0.40	2 (1.2)
3 (1.1)	1.40	1.10	0.65	1.10	0.85	0.50	0.85	0.65	0.35	3 (1.1)
4 (1.0)	1.30	1.00	0.60	1.00	0.80	0.45	0.75	0.60	0.35	4 (1.0)
5 (0.9)	1.15	0.90	0.55	0.90	0.70	0.40	0.70	0.50	0.30	5 (0.9)
6 (0.8)	1.00	0.80	0.45	0.80	0.60	0.35	0.60	0.45	0.25	6 (0.8)
7 (0.7)	0.90	0.70	0.40	0.70	0.55	0.30	0.50	0.40	0.25	7 (0.7)
8 (0.6)	0.75	0.60	0.35	0.60	0.45	0.25	0.45	0.35	0.20	8 (0.6)
9 (0.5)	0.65	0.50	0.30	0.50	0.40	0.20	0.35	0.30	0.15	9 (0.5)
10 (0.4)	0.50	0.40	0.20	0.40	0.30	0.15	0.30	0.20	0.10	10 (0.4)
11 (0.3)	0.35	0.30	0.15	0.30	0.20	0.13	0.20	0.15	0.10	11 (0.3)
12 (0.2)	0.25	0.20	0.10	0.20	0.15	0.08	0.15	0.10	0.05	12 (0.2)
13 (0.1)	0.13	0.10	0.05	0.10	0.08	0.04	0.08	0.05	0.03	13 (0.1)

(注) 本表は(立木度指数 × 地味級指数 × 地利級指数)により算出されたものである。



別表 2 地味級

(1) すぎの平均1本当りの立木材積による地味級判定表

樹令	地味級			下級
	上級	中級	下級	
15 (14 ~ 17)年	$m^3$ 超 0.07	$m^3$ 以下 0.07 ~ 0.05	$m^3$ 以上 0.05	$m^3$ 未満 0.05
20 (18 ~ 22)	0.13	0.13 ~ 0.09	0.09	0.09
25 (23 ~ 27)	0.20	0.20 ~ 0.14	0.14	0.14
30 (28 ~ 32)	0.27	0.27 ~ 0.19	0.19	0.19
35 (33 ~ 37)	0.34	0.34 ~ 0.24	0.24	0.24
40 (38 ~ 42)	0.41	0.41 ~ 0.29	0.29	0.29
45 (43 ~ 47)	0.48	0.48 ~ 0.34	0.34	0.34
50 (48 ~ 52)	0.54	0.54 ~ 0.38	0.38	0.38
55 (53 ~ 57)	0.60	0.60 ~ 0.42	0.42	0.42
60 (58 ~ 62)	0.65	0.65 ~ 0.46	0.46	0.46
65 (63 ~ 67)	0.70	0.70 ~ 0.49	0.49	0.49
70 (68 ~ 70)	0.74	0.74 ~ 0.52	0.52	0.52
地味級の割合	1.3	1.0	0.6	

(2) ひのきの平均1本当りの立木材積による地味級判定表

樹令	地味級			下級
	上級	中級	下級	
15 (14 ~ 17)年	$m^3$ 超 0.05	$m^3$ 以下 0.05 ~ 0.03	$m^3$ 以上 0.03	$m^3$ 未満 0.03
20 (18 ~ 22)	0.10	0.10 ~ 0.07	0.07	0.07
25 (23 ~ 27)	0.16	0.16 ~ 0.11	0.11	0.11
30 (28 ~ 32)	0.22	0.22 ~ 0.15	0.15	0.15
35 (33 ~ 37)	0.27	0.27 ~ 0.19	0.19	0.19
40 (38 ~ 42)	0.32	0.32 ~ 0.22	0.22	0.22
45 (43 ~ 47)	0.37	0.37 ~ 0.26	0.26	0.26
50 (48 ~ 52)	0.41	0.41 ~ 0.29	0.29	0.29
55 (53 ~ 57)	0.45	0.45 ~ 0.31	0.31	0.31
60 (58 ~ 62)	0.48	0.48 ~ 0.33	0.33	0.33
65 (63 ~ 67)	0.51	0.51 ~ 0.36	0.36	0.36
70 (68 ~ 70)	0.54	0.54 ~ 0.38	0.38	0.38
地味級の割合	1.3	1.0	0.6	

(3) 松の平均1本当りの立木材積による地味級判定表

樹令	地味級			下級
	上級	中級	下級	
15 (14 ~ 17)年	$m^3$ 超	$m^3$ 以下	$m^3$ 以上	$m^3$ 未満
20 (18 ~ 22)	0.11	0.11 ~ 0.08	0.08	0.08
25 (23 ~ 27)	0.15	0.15 ~ 0.11	0.11	0.11
30 (28 ~ 32)	0.19	0.19 ~ 0.14	0.14	0.14
35 (33 ~ 37)	0.24	0.24 ~ 0.17	0.17	0.17
40 (38 ~ 42)	0.27	0.27 ~ 0.19	0.19	0.19
45 (43 ~ 47)	0.31	0.31 ~ 0.22	0.22	0.22
50 (48 ~ 52)	0.33	0.33 ~ 0.23	0.23	0.23
55 (53 ~ 57)	0.36	0.36 ~ 0.25	0.25	0.25
60 (58 ~ 62)	0.39	0.39 ~ 0.27	0.27	0.27
65 (63 ~ 67)	0.41	0.41 ~ 0.29	0.29	0.29
70 (68 ~ 70)	0.42	0.42 ~ 0.30	0.30	0.30
地味級の割合	1.3	1.0	0.6	

(4) くぬぎの1ヘクタール当りの立木材積による地味級判定表

樹令	地味級			下級
	上級	中級	下級	
5 (3 ~ 7)年	$m^3$ 超 13	$m^3$ 以下 13 ~ 7	$m^3$ 以上 7	$m^3$ 未満 7
10 (8 ~ 10)	41	41 ~ 22	22	22
12 (11 ~ 13)	51	51 ~ 28	28	28
15 (14 ~ 17)	62	62 ~ 33	33	33
20 (18 ~ 22)	69	69 ~ 37	37	37
25 (23 ~ 25)	78	78 ~ 42	42	42
地味級の割合	1.3	1.0	0.6	



(5) 雑木の1ヘクタール当りの立木材積による地味級判定表

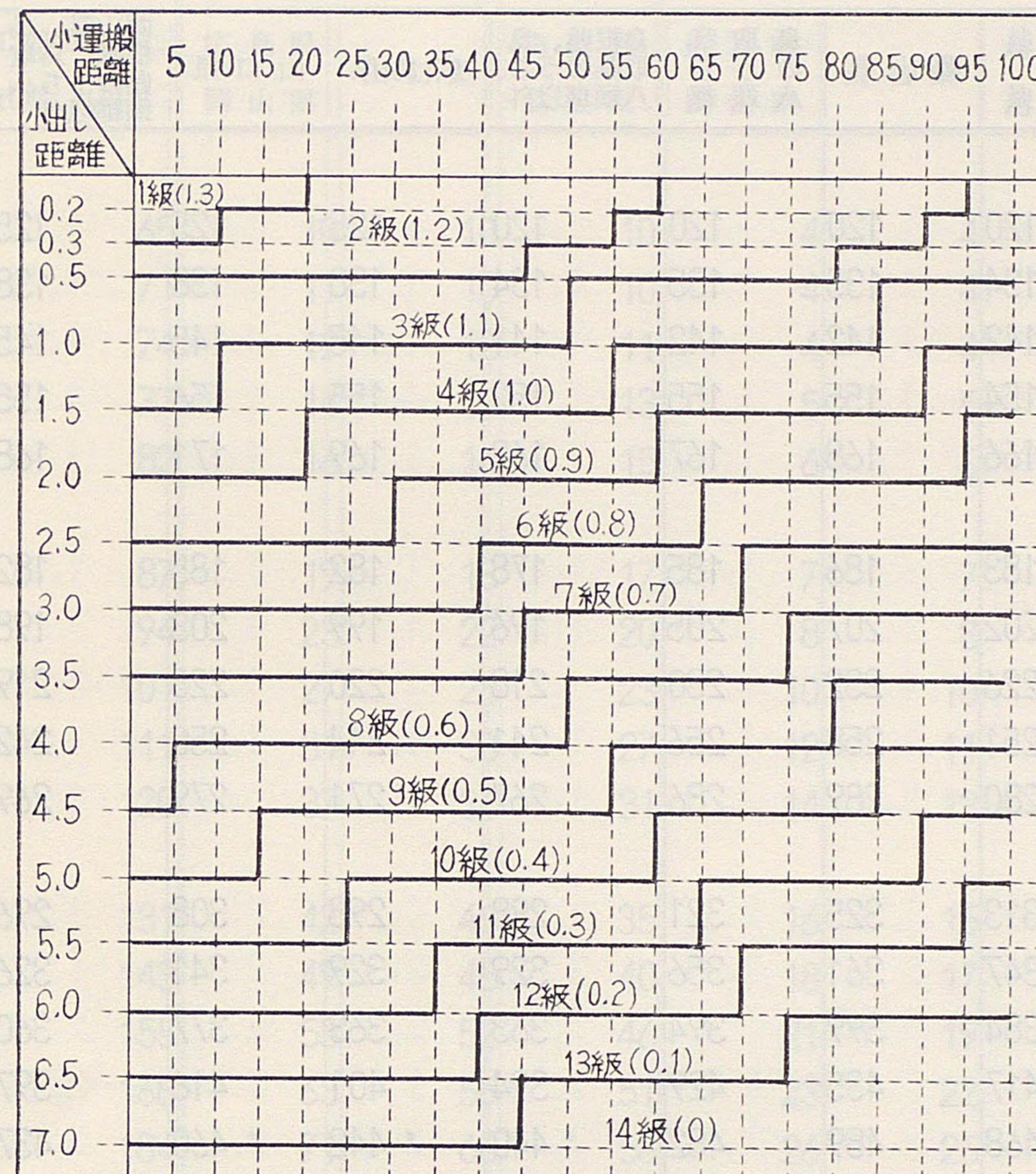
樹令	地味級			下級
	上級	中級	下級	
10 (8~12)年	$m^3$ 超 2.6	$m^3$ 以下 2.6 ~	$m^3$ 以上 1.4	$m^3$ 未満 1.4
15 (13~17)	5.1	5.1 ~	2.8	2.8
20 (18~22)	8.6	8.6 ~	4.6	4.6
25 (23~27)	11.6	11.6 ~	6.3	6.3
30 (28~32)	14.6	14.6 ~	7.9	7.9
35 (33~37)	17.2	17.2 ~	9.3	9.3
40 (38~42)	19.5	19.5 ~	10.5	10.5
45 (43~47)	21.3	21.3 ~	11.5	11.5
50 (48~50)	22.9	22.9 ~	12.3	12.3
地味級の割合	1.3	1.0	0.6	

別表3 立木度

区分	立木度の割合
密に該当するもの	1.0
中庸に該当するもの	0.8
疎に該当するもの	0.6

- (注) 1 植林した森林については、森林の立木の間かくの大小にかかわらず、おおむねその立木度を密とする。
- 2 自然林についてはおおむねその立木度を中庸とする。
- 3 くぬぎ及び雑木については、1及び2の定めにかかわらずおおむねその立木度を密とする。

別表4 地利級判定表 (距離単位はキロメートル)



- (注) 1 小出し距離は、ケーブルの架設を想定した場合における木寄場と小運搬道路との最短直線距離(木寄場が2以上ある場合には、最短直線距離の平均数)により求めること。
- 2 14級に該当する場合であっても、植林(10ヘクタール程度以上の集団に限る。)で、その立木の搬出その他の状況から勘案して、14級として取り扱うことが適当でないと認められるものについては、13級の指数の範囲内において、その地利級指数を定めること。



別表 5 立木1ヘクタール当り標準価額表 (単位千円)

樹種 適用地域 樹令	すぎ				ひのき			
	広島県 山口県	岡山県	鳥取県 八頭郡	鳥根県、鳥 取県のうち 八頭郡以外	広島県	山口県	岡山県、鳥 根県、鳥取 県のうち八 頭郡以外	鳥取県のう ち八頭郡
1	120	120	120	120	125	125	125	125
2	134	135	135	134	138	138	138	138
3	142	142	142	141	145	145	145	146
4	154	155	155	152	155	156	155	157
5	166	168	167	163	169	171	168	172
6	183	186	185	178	182	185	182	187
7	202	207	205	196	199	203	198	206
8	226	232	230	218	220	225	219	229
9	251	258	256	241	244	250	242	255
10	280	289	286	267	271	279	269	285
11	313	325	321	298	298	308	296	315
12	347	361	356	329	329	341	326	349
13	384	399	394	363	363	377	360	387
14	417	435	429	394	401	416	397	428
15	468	489	482	440	442	460	437	473
16	517	541	533	485	483	503	478	519
17	565	592	583	529	527	550	521	567
18	618	649	639	578	575	601	569	620
19	674	708	697	629	626	655	619	677
20	735	772	760	685	681	713	673	737
21	795	836	823	740	736	771	727	797
22	860	906	891	800	794	832	784	861
23	928	978	961	862	855	897	845	929
24	1,001	1,055	1,037	929	920	966	908	1,000
25	1,073	1,132	1,112	995	988	1,038	976	1,076

樹種 適用地域 樹令	まき			くぬぎ			雑木		
	広島県	山口県、鳥取県、 岡山県、鳥根県	岡山県	山口県	鳥取県 鳥根県	岡山県	山口県	鳥取県 鳥根県	
1	65	65	10	10	10	4	4	4	
2	71	71	11	10	10	4	4	4	
3	74	74	12	12	11	4	4	4	
4	78	77	14	13	13	5	5	5	
5	84	82	16	16	15	6	6	6	
6	90	87	19	18	17	7	7	7	
7	98	94	23	22	20	8	8	8	
8	106	101	27	25	23	10	10	9	
9	117	111	31	30	27	12	11	11	
10	127	120	37	34	31	14	13	12	
11	140	131	42	40	35	16	15	14	
12	153	143	49	45	40	18	17	16	
13	167	155	55	52	46	21	19	18	
14	183	168	63	58	51	23	22	21	
15	200	184	71	66	58	26	25	23	
16	218	199	72	67	59	29	28	26	
17	237	216	73	68	60	33	31	29	
18	258	234	75	70	61	36	34	32	
19	280	253	76	71	62	40	38	35	
20	302	272	78	72	63	44	41	39	
21	326	293	79	74	65	48	45	42	
22	352	316	81	75	66	52	49	46	
23	377	338	83	77	67	57	53	50	
24	405	362	84	78	69	62	58	54	
25	433	387	86	80	70	67	62	58	



樹種 適用 地域 樹令	す ぎ				ひ の き			
	広島県 山口県	岡山県	鳥取県 うち八頭郡	島根県、鳥取 県のうち八頭郡以外	広島県	山口県	岡山県、島根 県のうち八頭郡以外	鳥取県のう ち八頭郡
26	1,151	1,214	1,193	1,066	1,057	1,111	1,043	1,151
27	1,231	1,299	1,276	1,140	1,128	1,186	1,114	1,230
28	1,315	1,389	1,364	1,217	1,203	1,266	1,188	1,313
29	1,400	1,479	1,453	1,295	1,282	1,349	1,265	1,400
30	1,490	1,574	1,546	1,377	1,364	1,436	1,346	1,490
31	1,582	1,672	1,642	1,462	1,446	1,523	1,427	1,580
32	1,678	1,774	1,742	1,550	1,531	1,613	1,511	1,674
33	1,775	1,877	1,843	1,639	1,620	1,707	1,598	1,772
34	1,877	1,985	1,949	1,732	1,712	1,805	1,689	1,874
35	1,981	2,096	2,057	1,828	1,808	1,906	1,783	1,979
36	2,090	2,211	2,171	1,928	1,903	2,007	1,878	2,085
37	2,199	2,327	2,284	2,028	2,003	2,112	1,975	2,194
38	2,312	2,448	2,403	2,132	2,105	2,220	2,076	2,307
39	2,429	2,571	2,524	2,239	2,211	2,332	2,180	2,424
40	°2,550	°2,700	°2,650	°2,350	2,320	2,448	2,288	2,544
41	2,601	2,754	2,703	2,397	2,429	2,564	2,396	2,665
42	2,652	2,808	2,756	2,444	2,542	2,683	2,507	2,789
43	2,705	2,864	2,811	2,493	2,658	2,806	2,621	2,917
44	2,759	2,921	2,867	2,542	2,778	2,933	2,739	3,049
45	2,815	2,980	2,925	2,594	2,901	3,063	2,860	3,184
46	2,871	3,040	2,983	2,646	3,024	3,193	2,981	3,320
47	2,927	3,099	3,042	2,697	3,150	3,327	3,106	3,459
48	2,986	3,161	3,103	2,751	3,280	3,464	3,234	3,602
49	3,047	3,226	3,166	2,808	3,413	3,605	3,365	3,749
50	3,105	3,288	3,227	2,862	°3,550	°3,750	°3,500	°3,900

ま ぎ つ		く ん ぎ			雑 木			樹種 適用 地域 樹令
広島県	山口県、鳥取県、 岡山県、島根県	広島県 岡山県	山口県	鳥取県 島根県	広島県 岡山県	山口県	鳥取県 島根県	
462	412	88	82	72	72	67	63	26
494	440	90	83	73	77	72	67	27
526	468	91	85	74	83	78	72	28
559	497	93	87	76	88	83	77	29
593	527	95	88	78	°95	°89	°83	30
624	554				96	90	84	31
665	590				98	92	86	32
703	623				100	94	88	33
742	657				102	96	89	34
782	692				104	98	91	35
825	729				106	100	93	36
867	766				109	102	95	37
911	804				111	104	97	38
956	843				113	106	99	39
1,002	883				115	108	101	40
1,049	924				118	110	103	41
1,097	967				120	112	105	42
1,147	1,010				122	115	107	43
1,198	1,054				125	117	109	44
°1,250	°1,100				127	119	111	45
1,275	1,122				130	122	113	46
1,300	1,144				133	124	116	47
1,326	1,167				135	127	118	48
1,352	1,190				138	129	120	49
1,380	1,214				141	132	123	50



樹種 適用地域 樹令	木 す ぎ				ひ の き			
	広島県 山口県	岡山県	鳥取県 うち 八頭郡	島根県、鳥 取県のうち 八頭郡以外	広島県	山口県	岡山県、鳥 根県、鳥取 県のうち八 頭郡以外	鳥取県のう ち八頭郡
51	3,169	3,356	3,293	2,921	3,621	3,825	3,570	3,978
52	3,233	3,423	3,360	2,979	3,692	3,900	3,640	4,056
53	3,297	3,491	3,426	3,038	3,766	3,978	3,713	4,137
54	3,363	3,561	3,495	3,099	3,841	4,057	3,787	4,219
55	3,429	3,631	3,564	3,160	3,919	4,140	3,864	4,305
56	3,498	3,704	3,635	3,224	3,997	4,222	3,941	4,391
57	3,570	3,780	3,710	3,290	4,075	4,305	4,018	4,477
58	3,641	3,855	3,784	3,355	4,157	4,391	4,098	4,566
59	3,712	3,931	3,858	3,421	4,242	4,481	4,182	4,660
60	3,786	4,009	3,935	3,489	4,323	4,567	4,263	4,750
61	3,863	4,090	4,014	3,560	4,412	4,661	4,350	4,847
62	3,939	4,171	4,094	3,630	4,501	4,755	4,438	4,945
63	4,018	4,255	4,176	3,703	4,590	4,848	4,525	5,042
64	4,100	4,341	4,261	3,778	4,682	4,946	4,616	5,144
65	4,182	4,428	4,346	3,854	4,774	5,043	4,707	5,245
66	4,266	4,517	4,433	3,931	4,870	5,145	4,802	5,350
67	4,350	4,606	4,520	4,009	4,970	5,250	4,900	5,460
68	4,439	4,700	4,613	4,091	5,069	5,355	4,998	5,569
69	4,526	4,792	4,703	4,171	5,168	5,460	5,096	5,678
70	4,618	4,889	4,799	4,255	5,271	5,568	5,197	5,791
71	4,709	4,986	4,894	4,340	5,378	5,681	5,302	5,908
72	4,804	5,086	4,992	4,427	5,484	5,793	5,407	6,025
73	4,901	5,189	5,093	4,516	5,594	5,910	5,516	6,146
74	4,998	5,292	5,194	4,606	5,708	6,030	5,628	6,271
75	5,097	5,397	5,297	4,697	5,822	6,150	5,740	6,396

ま つ		く ん ぎ			雑 木			樹種 適用地域 樹令
広島県	山口県、鳥取県、 岡山県、島根県	広島県 岡山県	山口県	鳥取県 島根県	広島県 岡山県	山口県	鳥取県 島根県	
1,407	1,238				143	134	125	51
1,435	1,262				146	137	128	52
1,463	1,288				149	140	130	53
1,493	1,314				152	143	133	54
1,522	1,339				155	145	136	55
1,553	1,367				158	148	138	56
1,585	1,394				162	151	141	57
1,616	1,422				165	154	144	58
1,648	1,450				168	157	147	59
1,681	1,479				172	161	150	60
1,715	1,509							61
1,750	1,540							62
1,785	1,570							63
1,820	1,601							64
1,856	1,633							65
1,893	1,666							66
1,931	1,699							67
1,970	1,733							68
2,010	1,768							69
2,050	1,804							70
2,091	1,840							71
2,132	1,876							72
2,176	1,915							73
2,218	1,952							74
2,263	1,992							75



樹種 適用 地域 樹令	すぎ				ひのき			
	広島県 山口県	岡山県	鳥取県、 島根県	鳥取県、 島根県、 うち八頭郡以外	広島県	山口県	岡山県、 鳥取県、 島根県、 うち八頭郡以外	鳥取県、 島根県
76	5,199	5,505	5,403	4,791	5,939	6,273	5,855	6,524
77	5,304	5,616	5,512	4,888	6,056	6,397	5,971	6,653
78	5,411	5,729	5,623	4,986	6,180	6,528	6,093	6,789
79	5,518	5,842	5,734	5,085	6,301	6,656	6,212	6,922
80	5,630	5,961	5,851	5,188	6,429	6,791	6,338	7,062
81					6,556	6,926	6,464	7,203
82					6,688	7,065	6,594	7,347
83					6,823	7,207	6,727	7,495
84					6,958	7,350	6,860	7,644
85					7,096	7,496	6,996	7,796
86					7,238	7,646	7,136	7,952
87					7,384	7,800	7,280	8,112
88					7,533	7,957	7,427	8,275
89					7,682	8,115	7,574	8,439
90					7,838	8,280	7,728	8,611
91					7,994	8,445	7,882	8,782
92					8,154	8,613	8,039	8,958
93					8,317	8,786	8,200	9,137
94					8,484	8,962	8,365	9,321
95					8,651	9,138	8,529	9,504
96					8,825	9,322	8,701	9,695
97					9,002	9,510	8,876	9,890
98					9,183	9,701	9,054	10,089
99					9,364	9,892	9,233	10,288
100					9,553	10,091	9,418	10,494

樹種 適用 地域 樹令	まつ		くぬぎ			雑木	
	広島県	山口県、鳥取県、 岡山県、島根県	広島県 岡山県	山口県	鳥取県 島根県	広島県 岡山県	山口県 鳥取県 島根県
	2,308	2,031					76
	2,355	2,072					77
	2,402	2,114					78
	2,450	2,156					79
	2,498	2,198					80
	2,548	2,242					81
	2,600	2,288					82
	2,652	2,334					83
	2,702	2,380					84
	2,760	2,428					85
	2,815	2,477					86
	2,863	2,526					87
	2,928	2,577					88
	2,987	2,629					89
	3,046	2,680					90
							91
							92
							93
							94
							95
							96
							97
							98
							99
							100



別表 6 法令により伐採の禁止または制限を受ける森林の控除割合

法令に基づき定められた伐採関係の区分				控 除 割 合
一	部	皆	伐	0.2
択			伐	0.4
単	木	選	伐	0.6
禁			伐	0.7

別表 7 標準立木材積表

(1ヘクタール当り)

樹 種 標準 伐期 令	す ぎ		ひ の き		ま つ	
	4 0 年		5 0 年		4 5 年	
年	$m^3$		$m^3$		$m^3$	
1 5	57	20	48			
1 6	72	29	57			
1 7	86	38	65			
1 8	100	46	73			
1 9	113	54	81			
2 0	126	62	89			
2 1	139	70	97			
2 2	151	78	104			
2 3	163	86	111			
2 4	175	94	118			
2 5	187	102	125			
2 6	198	110	132			
2 7	209	118	139			
2 8	220	126	146			
2 9	231	133	153			
3 0	242	140	160			
3 1	252	147	167			
3 2	262	154	174			
3 3	272	161	180			
3 4	282	168	186			
3 5	292	175	192			

樹 種 標準 伐期 令	す ぎ		ひ の き		ま つ	
	4 0 年		5 0 年		4 5 年	
年	$m^3$		$m^3$		$m^3$	
3 6	301	182	198			
3 7	310	189	204			
3 8	319	196	210			
3 9	328	203	216			
4 0	337	210	222			
4 1	345	217	228			
4 2	353	224	234			
4 3	361	231	240			
4 4	369	238	246			
4 5	377	245	252			
4 6	385	252	257			
4 7	393	259	262			
4 8	401	266	267			
4 9	409	273	272			
5 0	417	280	277			
5 1	424	285	282			
5 2	431	290	287			
5 3	438	295	292			
5 4	445	300	297			
5 5	452	305	302			
5 6	459	310	306			
5 7	466	315	310			
5 8	473	320	314			
5 9	480	325	318			
6 0	487	330	322			
6 1	493	335	326			
6 2	499	340	330			
6 3	505	345	334			
6 4	511	350	338			
6 5	517	355	342			
6 6	523	360	346			
6 7	529	365	349			
6 8	535	370	352			
6 9	541	375	355			
7 0	547	380	358			



樹令	樹種 標準伐期	すき		ひのき		まつ	
		40年	m <sup>3</sup>	50年	m <sup>3</sup>	45年	m <sup>3</sup>
71		553		385		361	
72		559		390		364	
73		565		395		367	
74		571		400		370	
75		577		405		373	
76		583		410		376	
77		588		415		379	
78		593		420		382	
79		598		425		385	
80		603		430		388	
81				435		391	
82				440		394	
83				445		397	
84				450		400	
85				455		403	
86				460		406	
87				465		406	
88				470		412	
89				475		415	
90				480		418	
91				485		421	
92				490		424	
93				494		427	
94				498		430	
95				502		433	
96				506		436	
97				510		439	
98				514		442	
99				518		445	
100				522		448	

## 第8 電話加入権の部

電話加入権



電話加入権の標準価額表

電話加入権

次表「電話加入権の標準価額表」に定めのある電話加入権は、次表に定める電話取扱局別標準価額によつて評価し、次表に定めのない電話加入権は、3万円とする。ただし、特殊な番号(1番から10番まで若しくは100番のような呼称しやすい番号又は42番、4989番のようなだれもがいやがる番号をいう。)その他前記の定めにより評価することが不適當と認められる電話加入権の価額については、前記の定めにより評価した価額をもととし、売買実例価額、精通者意見価格等を参しやくして、適宜増減した価額によつて評価する。

なお、地域集団電話については評価しない。

電話加入権の標準価額表 (単位千円)

署名	電話取扱局名	標準価額
広島東 広島西 広島南	宇品、広島大州、広島北、広島西、広島南	45
廿日市	大竹	85
	安芸大野、五日市、廿日市	75
	阿多田島、浅原、上水内、栗谷、四和、坪野、宮島、水内、友和、吉和	35
呉	呉、黒瀬	55
	江田島、音戸、蒲刈、倉橋、下蒲刈	35
海田	安芸熊野	70
	熊野跡、瀬野川、矢野	65
	坂	60
	海田	50
	広島(全局)	45
可部	可部	100
	高陽、安古市	85



署名	電 話 取 扱 局 名	標準価額
	安芸祇園、飯室、後山、久地、鈴張、伴、戸山、八木	55
	広島(全局)	45
吉 田	安芸吉田	70
西 条	安芸西原、八本松	85
	黒瀬、河内、志和、豊栄、西高屋、福富	55
竹 原	安芸津、川尻、竹原	65
	安浦	55
	大崎、木江、白水	45
	豊	40
	豊島	35
尾 道	因島、尾道	70
	浦崎	65
	宇津戸、大見、小国、甲山、久井、津久志、西大田、原田、東三川、御調	50
三 原	三原	80
	瀬戸田、本郷	55
福 山	福山	60
	福山(25、43局及び47局)	55
	松永	45
	内海、加茂、神辺(3局を除く。)、沼隈、鞆	40
	神辺(3局)	35
府 中	新市、府中	60
	上下、三和	55
	芦田、駅家	45
三 次	三次(3局)	80
	三次(6局及び8局)	65

署名	電 話 取 扱 局 名	標準価額
	川西、吉舎、君田、作木、三良坂、三和	50
庄 原	庄原	75
	東城	65
	西城	55
	口和	50
	川島、小奴可、新坂、帝釈、高野、比和、八銚	40
山 口	小郡、山口	100
	秋穂、阿知須、嘉川、佐山、徳佐、名田島、二島、三谷、四辻	50
岩 国	岩国	65
	大竹	55
	秋中、大島、賀美畑、河山、玖珂、坂上、周東、高根、南桑、錦、本郷、由宇	35
柳 井	柳井	85
徳 山	新南陽	90
	下松	85
	徳山	75
	大津島、鹿野、須々万、須金、戸田	35
光	岩田、熊毛、光	85
	田布施	70
	平生	50
	上関	40
防 府	防府	100
	堀	40
厚 狭	厚狭、美弥	50
	於福、大田、楠、秋芳、豊前田、真長田	40
下 関	小月	85



署名	電話取扱局名	標準価額
	下関	75
	豊蒲、豊田	70
	田部	65
	宇賀	50
宇部	宇部、小野田、小野、厚東	60
長門	長門	85
	栗野、阿川、通、黄波戸、久津、俵山、滝部、田耕、角島、特牛古市、二見、三隅、矢玉、油谷	40
萩	萩	95
岡山	岡山	75
	吉備、妹尾、野谷、備前一宮	70
	足守、小串、興除、備中高松、福渡、御津	50
西大寺	西大寺	65
	上道、備前	50
瀬戸	岡山瀬戸、備前、日生、三石、和気	50
玉野	玉野、鉾立	75
児島	児島	65
	灘崎、藤田	35
倉敷	総社、早島、真備	70
	倉敷	60
玉島	玉島(5局を除く。)	90
	玉島(5局)	70
	鴨方、金光、里庄、船穂、寄島	65
笠岡	笠岡	90
	井原	80
	矢掛	70

署名	電話取扱局名	標準価額
	神島	65
	笠岡大島、新賀、南笠岡	50
	東三原、美星、芳井	40
	井原野上、共和	35
高梁	高梁	50
	成羽	40
新見	新見	70
久世	湯原	55
	落合、久世、美作勝山	50
	上長田、川上、河内、新庄、美甘、若代	35
津山	津山	90
	美作	35
鳥取	鳥取	80
	青谷、岩美、鹿野、河原、郡家、智頭、浜村、用瀬	40
倉吉	倉吉	100
	東伯	75
	三朝	70
	穴鴨、関金、泊、羽合、北条、松崎	40
米子	境港	95
	米子	90
松江	松江	100
	玉造	50
	揖屋、東曇、加賀、宍道、七類、千酌、大根島、美保関、森山、八雲	45
安来	安来	75
	島根広瀬	40



署名	電話取扱局名	標準価額
大東	木次	55
	掛合	40
出雲	出雲	75
	平田	70
石見大田	石見大田	90
	五十猛、大家、大森、大田山口、祖式、富山、仁方、温泉津	50
浜田	江津、浜田	75
	川本	50
益田	益田	100
	津和野	70
西郷	西郷	100
	海土	50

### 第9 家畜、家きんの部

種別	年令別	標準価額
馬	1歳以上	75,000
	1歳以下	50,000
牛	1歳以上	100,000
	1歳以下	75,000
豚	1歳以上	110,000
	1歳以下	80,000
鶏	1歳以上	100,000
	1歳以下	70,000
魚	1歳以上	120,000
	1歳以下	90,000



家畜及び家きん等

1 りよう犬等の評価

りよう犬、番犬、愛がん用の家畜、家きん等については、血統経歴等により課税時期の取引価額及び精通者の意見等を参しやくして評価する。

2 牛馬等の価額については、次表「イ牛の標準価額表、ロその他の家畜、家きん等の標準価額表」に定める標準価額（1頭（羽）当り）により評価する。

なお、種牛及び馬等については、課税時期の取引価額及び精通者意見価格等を参しやくして評価する。

(1) 牛の標準価額表

イ 役肉用牛

種 別	年 令 別	価 額	摘 要
め す	生後6か月以内	74,000	
	〃 1年 〃	127,000	
	〃 2年 〃	155,000	
	〃 6年 〃	160,000	
	〃 6年 超	116,000	
お す	生後6か月以内	57,000	
	〃 1年 〃	104,000	
	〃 2年 〃	128,000	
	〃 6年 〃	156,000	
	〃 6年 超	109,000	



口 乳 用 牛

種 別	年 令 別	価 額	摘 要
め す	生後6か月以内	60,000	1 血統登録を受けているものは20%を加算する。
	〃 1年 〃	117,000	
	〃 13月~24月	154,000	2 高等登録を受けているものは個別に評価する。
	初産~7歳	198,000	
	7歳超	99,000	

種 別	年 令 別	価 額	摘 要
め す	生後6か月以内	60,000	1 血統登録を受けているものは20%を加算する。
	〃 1年 〃	117,000	
め す	〃 13月~24月	154,000	2 高等登録を受けているものは個別に評価する。
	初産~7歳	198,000	
	7歳超	99,000	

(2) その他の家畜、家きん等の標準価額表

種 目	種 別	価 額	摘 要	
豚	全	生後3か月以下	7,700	
		〃 4月~9月		
		〃 10月以上		
山 羊	全	生後10月未満	1,200	
		〃 10月以上		
緬 羊	め す	2,200	(1) 優良種については適正に割増して評価する。 (2) 種山羊については適正に割増して評価する。	
	お す	2,200		
鶏	め す	3,500		
	お す	3,500		
雛 鶏	全	自 至		100 200
		自 至		250 450



種要別	年令別	飼料	生産額	標準	目標
めす	生後6か月以内		60,000	1	血統登録を受けているものは20%を加算する。
	＊1年＊		117,000		
	＊13月～24月＊		154,000	2	高簿登録を受けているものは個別に評価する。
	初産～7歳		198,000		
	7歳超		200,000		
山 羊					
晴シ五畜おアウケコ製肉 (1) るを而轄アJ単			1,300	全	産末10月対半 土以上
晴シ五畜おアウケコ山羊 (2) るを而轄アJ単			3,300		
			3,500	セ	産末10月対半
			3,300	セ	土以上
			3,200	セ	土以上
額					
			100 自	全	額
			200 全		
			250 自 450 全		

### 第10株式の部

株式名称	資本金	業 務	株 式
東亜汽船	5,000,000	汽船運送	株式
南支那汽船	1,000,000	汽船運送	株式
北支那汽船	1,000,000	汽船運送	株式
南洋汽船	1,000,000	汽船運送	株式
日本郵船	10,000,000	汽船運送	株式
北支那汽船	1,000,000	汽船運送	株式
南洋汽船	1,000,000	汽船運送	株式
日本郵船	10,000,000	汽船運送	株式
北支那汽船	1,000,000	汽船運送	株式
南洋汽船	1,000,000	汽船運送	株式
日本郵船	10,000,000	汽船運送	株式
北支那汽船	1,000,000	汽船運送	株式
南洋汽船	1,000,000	汽船運送	株式
日本郵船	10,000,000	汽船運送	株式

株式



気配相場のある株式として各国税局長の指定した銘柄

国 税 局 名	指 定 銘 柄
東 京	指定銘柄なし
関東信越	(株) 関東銀行、(株) 茨城相互銀行、茨城交通 (株)、 (株) 東陽相互銀行
大 阪	指定銘柄なし
札 幌	北海道放送 (株)、定山溪鉄道 (株)、(株) 丸井今井、札幌テレ ビ放送 (株)、日本清酒 (株)
仙 台	指定銘柄なし
名 古 屋	遠州鉄道 (株)、静岡瓦斯 (株)、静岡鉄道 (株)
金 沢	日本硬質陶器 (株)、北陸機械工業 (株)、フクビ化学工業 (株)、 (株) 富山相互銀行、富山電機ビルデング (株)、(株) 福井相互 銀行、福井紡績 (株)、福井放送 (株)、北日本放送 (株)、日本 海瓦斯 (株)、北陸鉄道 (株)、北陸コンクリート工業 (株)、富山 地方鉄道 (株)、(株) 戸出物産、(株) 広貫堂、太平 (株)、中越 レース工業 (株)
広 島	(株) 呉相互銀行、(株) 山口銀行
高 松	(株) 香川相互銀行、高松琴平電気鉄道 (株)、琴平参宮電鉄 (株)、 土佐電気鉄道 (株)、伊予鉄道 (株)、四国ガス (株)
福 岡	長崎電気軌道 (株)、長崎自動車 (株)、九州商船 (株)
熊 本	(株) 旭相互銀行、南国交通 (株)、日本ガス (株)、宮崎交通 (株)、 (株) 宮崎銀行
沖縄国税 事務所	指定銘柄なし



附録六 J 宝計の調査結果をよる資料の整理結果

種 別	宝 計	各 項 目
	J 宝計宝計	京 東
(料) 高交製茶, (料) 高交製茶 (料) 高交製茶 (料)		高交製茶
	J 宝計宝計	大 天
(料) 高交製茶, (料) 高交製茶 (料) 高交製茶 (料)		高交製茶
	J 宝計宝計	谷 山
(料) 高交製茶, (料) 高交製茶 (料) 高交製茶 (料)		高交製茶
	J 宝計宝計	全 全
(料) 高交製茶, (料) 高交製茶 (料) 高交製茶 (料)		高交製茶
	J 宝計宝計	品 山
(料) 高交製茶, (料) 高交製茶 (料) 高交製茶 (料)		高交製茶
	J 宝計宝計	品 山
(料) 高交製茶, (料) 高交製茶 (料) 高交製茶 (料)		高交製茶
	J 宝計宝計	品 山
(料) 高交製茶, (料) 高交製茶 (料) 高交製茶 (料)		高交製茶
	J 宝計宝計	品 山
(料) 高交製茶, (料) 高交製茶 (料) 高交製茶 (料)		高交製茶
	J 宝計宝計	品 山
(料) 高交製茶, (料) 高交製茶 (料) 高交製茶 (料)		高交製茶

第 11 漁 船 の 部

漁  
船



漁船の標準価額表

1 鋼 船

(1) 昭和42年4月1日以降において進水した漁船

イ 総トン数200トン未満

さけ・ます流網	さけ・ますはえなわ、かつを・まぐろ(100トン未満)まき網(運搬を除く。)	かつお・まぐろ(100トン以上)	運 搬	内海、内湾、内水面において操業する漁船で特に構造簡易なもの(20トン未満)	以西底びき網 その他
捕 鯨	底びき網(以西底びき網を除く。) 北洋たらはえなわ				
	円 620,000	円 550,000	円 500,000	円 300,000	円 220,000
					円 420,000

ロ 総トン数200トン以上

底びき網(600トン未満、ただし、以西底びき網を除く。) まき網(運搬を除く。)	かつお・まぐろ(600トン未満)底びき網(600トン以上)以西底びき網	かつお・まぐろ(600トン以上)	運 搬	その他
捕 鯨				
	円 500,000	円 420,000	円 360,000	円 300,000

(2) 昭和42年3月31日以前において進水した漁船

イ 総トン数200トン未満

捕鯨、底びき網(以西底びき網を除く。) かつお・まぐろ・さけ・ます流網・まき網(運搬を除く。)	運 搬	以西底びき網 その他
	円 400,000	円 270,000
		円 300,000



ロ 総トン数200トン以上

捕鯨、底びき網、かつお・まぐろ	運 搬 そ の 他
360,000 円	280,000 円

- (注) 1 上記各表の価額は、船令1年未満の漁船の船体、主機関及び通常漁船の装備するその他の設備のすべてを含む総トン数1トン当りの価額である。
- 2 総トン数200トン未満の底びき網漁船及びまき網漁船(網船)で、主要漁ろう装置が油圧駆動方式によるものは、それぞれの適用表の価額に、その価額の100分の10に相当する金額を加算した金額とすることができる。

2 木 船

(1) 総トン数20トン以上の動力漁船

イ 昭和42年4月1日以降において進水したもの

	まぐろはえなわ		まき網(網船を除く。)
さけ・ます 流網	さけ・ますはえなわ かつお釣、さば釣 たらはえなわ	底びき網 まき網(網船) 刺網、敷網	運 搬 そ の 他
560,000 円	500,000 円	440,000 円	300,000 円

ロ 昭和42年3月31日以前において進水したもの

かつお釣・さば釣 さけ・ます流網 捕 鯨	底びき網、まぐろはえなわ まき網 (網船)たらはえなわ 刺網、敷網	まき網(網船を除く。) 運 搬 そ の 他
360,000 円	350,000 円	240,000 円

- (注) 上記各表の価額は、船令1年未満の漁船の船体、主機関及び通常漁船の装備するその他の設備のすべてを含む総トン数1トン当りの価額である。

(2) 総トン数20トン未満の動力漁船及び無動力漁船

イ 昭和42年4月1日以降において進水したもの

20トン未満の動力漁船			
全 漁 業 (ただし、右欄に掲げるものを除く。)	内海、内湾、内水面において操業する漁船で特に構造簡易なもの		無動力漁船
300,000 円	250,000 円		100,000 円

ロ 昭和42年3月31日以前において進水したもの

20トン未満の動力漁船	無 動 力 漁 船
200,000 円	70,000 円

- (注) 上記各表の価額は、船令1年未満の漁船の船体及び主機関を含めた総トン数1トン当りの価額である。

(備考) 漁船標準価額表における船体、機関とは、次の意義による。

1 船 体

船体とは、船殻、船体ぎ(艀)装(操舵装置、揚錨撃留装置、タンク類、配管装置、防熱装置、居住衛生設備その他の船体ぎ(艀)装をいう。ただし、オートパイロット及び上記各装置、設備と直結しない電動機を除く。)、備品、属具、(船舶安全法による法定及び法定外の備品、属具をいう。ただし、次表の漁船の基礎単価表に掲げる航海機器を除く。)、機関室ぎ(艀)装(カウンター回り、ポンプ配管装置、その他の機関室ぎ(艀)装をいう。)、電気設備(配電盤、変圧器、整流器、蓄電池、船内の電線、電気器具及び電気配線装置をいう。)、救命設備、消防設備、漁ろう(撈)設備(漁ろう(撈)用の機器及びその器具をいう。ただし、探鯨機、魚群探知機、漁ろう(撈)用発電機及び漁ろう(撈)設備と直結しない電動機を除く。)。ろ、かい及び無線設備、発電機、電動機のうち、その主力で次表漁船の基礎単価表の3の「その他の設備」に掲げるそれぞれの設備の記載出力に満たないものすべてをいう。

2 機 関

- (1) 主機関とは、主機関本体に推進装置、伝達逆転装置、遠隔操縦装置、主機関



始動用空気圧縮機及びその専用原動機等並びに船舶安全法による法定または法定外の機関備品、属具を含めたものをいう。

(2) 補機関（主機開始動用空気圧縮機の専用原動機である補機を除く。）とは、補機関本体にその付属品を含めたものをいう。

漁船の基礎単価表

1 船 体

項目	漁業種類	トン数区分	単 価
鋼	さけ、ます、捕鯨、かつを、まぐろ 底びき網（以西底びき網を除く。） まき網（運搬を除く。）	200トン未満	410,000～260,000 <sup>円</sup>
		200トン以上	300,000～210,000
船	以西底びき網	200トン未満	290,000～220,000
	運 搬	200トン以上	250,000～180,000
	そ の 他	200トン以上	250,000～180,000
	20トン未満の特に構造簡易な漁船	20トン未満	200,000～ 90,000
木	さけ、ます、まぐろはえなわ、かつ お釣、さば釣、たらはえなわ、捕鯨 底びき網、まき網（漁船）	20トン以上	310,000～190,000
	刺網、敷網	20トン以上	260,000～180,000
	運搬、その他	20トン以上	210,000～140,000
船	全 漁 業	20トン未満	220,000～ 70,000
	全 漁 業	無 動 力 船	130,000～ 50,000

(注) 1 上表の単価は総トン数1トン当りの価額である。

2 船体の意義については漁船の標準価額表の（備考）の1を参照する。

2 機 関

項 目	馬 力 数	単 価	
		過 給 機 な し	過 給 機 つ き
ディーゼル機関	60PS未満	40,000～25,000 <sup>円</sup>	
	60PS以上	35,000～22,000	31,000～18,000
焼 玉 機 関		28,000～23,000	
電 着 機 関		22,000～18,000	

項 目	機 関 年 令	単 価	機 関 年 令	単 価
船 外 機	1 年未満	25,000～15,000 <sup>円</sup>	2 年～3 年	5,000～3,000 <sup>円</sup>
	1 年～ 2 年未満	12,000～ 7,000	3 年 以上	2,500～1,500

(注) 1 上記の単価は、漁船法による1馬力当りの主機関の価額である。

2 補機関は上表の単価の100分の80に相当する金額とする。

3 可変ピッチ推進器を有するものは、上表単価に8,000円を加算した価額とする。

4 機関の意義については、漁船の標準価額表の（備考）の2を参照する。

3 その他の設備

項目	種 類	単 価		備 考	
		出 力	電 信 電 話		
無 線	10W 25～35 50～100 125～150 250 500		—	550,000	1 1台当りの価額で ある。 2 補助送信機を有す るものは、その補助 出力に応ずる左表単 価の100分の50に相 当する金額を加算 する。
			500,000	800,000	
			800,000	850,000	
			1,300,000	—	
			2,400,000	—	
			4,000,000	—	
設 備	超短波無線 電 話	27メガサイクル		150メガ サイクル	
		D S B方式	S S B方式		
備	1～3W	120,000	—	200,000	
	5	—	430,000	250,000	
	10	200,000	450,000	350,000	
	20～30	300,000	—	500,000	



項目	種類	単価	備考
魚群探知機	小型記録式(測深能力1,000m以浅)	150,000	1台当りの価額である。
	中型記録式(測深能力1,000m以深)	350,000	
	2周波記録式(1周波記録映像式を含む。)	600,000	
	2周波記録映像式	800,000	
方向探知機	簡易型	360,000	"
	自動型	600,000	
	超短波用	400,000	
レーダー	ブラウン管7インチ	1,350,000	"
	" 10 "(最大測定距離30浬未満)	1,500,000	
	" 10 "(最大測定距離30浬以上)	2,200,000	
	" 12 "	3,200,000	
ロラン		700,000	
ジコヤンイパロス	小型	1,600,000	
	中型	2,300,000	
	大型	3,000,000	
オバイロット	小型	700,000	
	中型	1,000,000	
	大型	2,000,000	
気象模写受信装置		650,000	"
冷凍装置	冷凍能力2冷凍トン(RT)	1,300,000	1 1装置当りの価額である。 2 冷媒がフロンの場合100分の15に相当する金額とする。 3 急速冷凍装置のあるものは、100分の10に相当する金額を加算する。
	5 "	2,200,000	
	15 "	3,300,000	
	25 "	5,000,000	
	50 "	8,000,000	

項目	直 流		交 流		備考
	出力	単価	出力	単価	
発電機	3KWをこえて7.5KWまで	230,000	3KVAをこえて7.5KVAまで	310,000	1 左表の単価は、回転数900R/Mを標準とした1台当りの価額である。 2 回転数1,200R/Mの場合には、左表単価の100分の85に相当する金額とし、回転数1,800R/Mの場合には、左表単価の100分の75に相当する金額とする、
	7.5 " 10 "	360,000	7.5 " 20 "	440,000	
	10 " 25 "	500,000	20 " 40 "	610,000	
	25 " 40 "	740,000	40 " 60 "	840,000	
電動機	40 " 60 "	960,000	60 " 125 "	1,250,000	"
	60 " 100 "	1,400,000	125 " 150 "	1,350,000	
	100 " 125 "	1,700,000	150 " 250 "	1,800,000	
	(3PS) 2.2KWをこえて(7.5PS) 5.5KWまで	210,000	(3PS) 2.2KWをこえて(7.5PS) 5.5KWまで	120,000	
(15PS) 5.5 " 11 "	310,000	(15PS) 5.5 " 11 "	170,000	"	
(25PS) 11 " 19 "	460,000	(20PS) 11 " 15 "	250,000		
(55PS) 19 " 41 "	620,000	(30PS) 15 " 22 "	340,000		
(75PS) 41 " 55 "	840,000	(55PS) 22 " 41 "	500,000		
機	(135PS) 55 " 100 "	1,250,000	(75PS) 41 " 55 "	750,000	"
			(190PS) 55 " 140 "	1,120,000	

- (注) 1 その設備の状況、端数金額の整理等のため必要がある場合には、上表の単価にその金額の100分の20の範囲内において相当と認める金額を加算又は減算した金額により評価することができる。
- 2 この基礎単価表に掲げていない設備については、評価通達第6章第1節に定めるところによつて評価する。



漁船の時価現有率表

経過年数	木船船体 電気機器 (発電機、 電動機を 除く。)	鋼船船体 機関 発電機 電動機 冷凍機	経過年数	木船船体 電気機器 (発電機、 電動機を 除く。)	鋼船船体 機関 発電機 電動機 冷凍機
	%	%		%	%
1年未満	100	100	13年以上14年未満	25	43
1年以上2年未満	90	94	14 " 15 "	22	40
2 " 3 "	81	88	15 " 16 "	20	37
3 " 4 "	72	82	16 " 17 "		35
4 " 5 "	65	77	17 " 18 "		33
5 " 6 "	58	72	18 " 19 "		31
6 " 7 "	52	68	19 " 20 "		29
7 " 8 "	47	63	20 " 21 "		27
8 " 9 "	42	59	21 " 22 "		25
9 " 10 "	38	56	22 " 23 "		23
10 " 11 "	34	52	23 " 24 "		22
11 " 12 "	31	49	24 " 25 "		21
12 " 13 "	28	46	25 "		20

- (注) 1 各項目について、現有率を記載していない高令のものは、その最高令の現有率を適用する。
- 2 船体について、大修理又は大改造をしたものについては、実地調査のうえその程度に応じて経過年数をさかのぼらせて現有率を適用することができる。
- 3 漁船の標準価額表に掲げる価額に適用する現有率は、木船の場合は、木船船体の現有率とし、鋼船の場合は鋼船船体の現有率とする。
- 4 合成樹脂船の船体については、当分の間、鋼船船体の現有率を適用する。
- 5 船体及び機関の意義については、漁船の標準価額表の(備考)を参照する。



DG131-2



\*00994973 \*

